

國第三十二回 參議院内閣委員會會議錄第六号

昭和三十四年二月十二日(木曜日)午前
十一時十九分開会

委員の異動

その補欠として吉米地義三君を議長において指名した。

二月九日委員会が議事録を作成し、その補欠として山本利壽君を議長において指名した。

二月十日委員山本和壽君、横川正市君
及び高瀬莊太郎君辞任につき、その補

森八三一君を議長において指名した。

久として山本利壽君、横川正市君及び
高瀬莊太郎君を議長において指名し

本日委員重宗雄三君辞任につき、その補欠として井野碩哉君を議長において

指名した。

出席者は左の通り。

國務大臣	矢嶋 三義君
文部大臣	横川 正市君
國務大臣	八木 幸吉君
政府委員	橋本 龍伍君
内閣官房長官	赤城 宗徳君
内閣官房副長官	鈴木 俊一君
監法調査会事務局長	武岡 慶一君
科学技術	石井 桂君
科学技術次官	原田 久君
科学技術庁企画調整局長	鈴江 康平君
科学技術庁調査普及及局長	三輪 大作君
事務局側	杉田正三郎君
常任委員會専門員	高柳 賢三君
説明員	兼重寛九郎君
日本學術調査会会長	日本學術調査会会長
○理事(千葉信君)	○理事(千葉信君)
御異議ないと認め、さよう決定いたしました。	御異議ないと認め、さよう決定いたしました。
つきましては、この際理事の補欠互	月四日近藤鶴代君が辞任され、後任として皆米地義三君が委員に選任されました。
いたしました。	また二月九日、安井謙君が辞任され、その後任に山本利壽君が選任されました。以上御報告申し上げます。
○理事(千葉信君)	それではこれより
議事に入ります。	まず、理事辞任の件についてお詰りいたします。
書をもちまして、都合により理事を辞任いたしたい旨お申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。	去る二月九日大谷藤之助君より、文書をもちまして、都合により理事を辞任いたしたい旨お申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。
〔異議なし」と呼ぶ者あり〕	〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

旨の説明を聴取いたしておりますので、これより本案の質疑に入ります。

政府側からは、科学技術庁長官並びに石井政務次官が出席されておりま
す。その他原田官房長、鈴江企画調整

即質疑する方へは、順次即ち
局長、三輪調査普及局長が出席をさわ
ております。

○伊藤頤道君　この法案について二、
御質疑がおありの方は順次御質問を願います。

三お伺いしたいと思いますが、日本学術会議は、この法案の前の法案が提出されたときには、相当強い反対の態

度を、また意見を示しておったわけですが、その意見については、私どもも幾つかの共鳴点を持つておったわけでござ

ざいますが、この学術会議の意見を前に
の法案にどのように取り入れたか、目
本内に承りたいと思うのです。

体的に方針をかいと思ふ。○國務大臣(高崎達之助君) 前に提案されたときに、日本學術會議が反対の

意見があつたことは事実でござります。今回の私ども提案いたしております。す科学技術会議というものは、もつと

広い範囲におきまして、国全体の意見を総合的に調整いたしていきたいとい

うのが趣旨でござります。もちろん、日本学術会議の御意見等は一番重要な

る御意見としてこれを採用してそれを審議するということが目的であるわけとして、いろいろ今まで日本學術會議

の方々とも技術的に事務的に折衝いたしました結果、今日においては大体御

了解を得ておるようあります、な
お詳細の点は、政府委員から御説明申

○政府委員(鈴江廣平君) 御説明申し上げます。学術会議の方で反対をされました理由をいたしまして、この科学技術会議の議員といったしまして、学術会議の方から出る方が明記されないという点でございます。その点が第一点でございます。その第一点について申し上げますと、その後向ういろいろ話し合いました結果、やはり学術会議の会長を議員にした方がいいだろうというお話をございまして、政府側もそれを了承いたしまして、今回法律第六条の第五号でございますが、日本学術会議会長というのを議員として入れることに明記いたしたわけでございます。その点が第一点でございます。

それから第二点といいたしまして、第二条の第一項第四号でございますが、前回におきましては第四号の条文のまことに、「前三号に掲げる事項に係る日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関すること」ということになつておつたわけでございますが、学術会議の御意見としまして「前三号に掲げる」ということであっては、やはり範囲を限定されるおそれがある。従つてこれを「前三号に掲げる」ということを除きましたし、広く学術会議への諮問及び学術会議の答申、勧告に関するものということを入れていただきたい。ただそのうわきわめて事務的なものもございますので、そういうものは除きましたし、従つて「重要なもの」と限定いたしましたけれども、範

開を広めるということに意見が一致いたしまして、「前三号に掲げる」という文を取りましたわけでございます。条文といたしましては、この二点でございます。

なお、学術会議側の御意見として、さらには運用の面に当つても、学術会議と密接な連絡をとるような機構を考えてもらいたいという御意見でございましたので、いろいろ考えました結果、この会議には専門部会を置くことがで

きるようになっておりますので、その部会の一つといたしまして、学術会議との連絡に当る部会を置くということにいたしたいと思っておるわけでござります。この措置につきましては、先般、現在ございます科学技術審議会に

おきましてその方法を講りましたところ、科学技術審議会の意見の一致をみたわけでございます。その科学技術審議会の委員といたしましては、総数二十七名のうち九名が学術会議から選出された委員でございます。学術会議の各部長が入つておりますし、また、学

術会議の会長も入つておられます。こ
ういう方が全員御賛成になつておりますので、その方法が最もよいのではないかというように考えた次第でございます。

○伊藤顯道君 この科学技術会議の構成を見ますと、総理が議長で、以下議員には大蔵、文部とか、経済企画庁長官、科学技術庁長官、それと日本学術会議の会長が今御説明のように入つてゐるわけですが、最後の「科学技術」は科学技術に関する一つの深い分野も関してすぐれた識見を有する者、これには総理が三名任命することになつてお

りますが、こういう構成と、たとえば原子力委員会、これとちょっと比較し

てみますと、原子力委員会は常勤がた

しか四名だったと思う。この場合に

は、常勤が二名になっているわけです

が、そういう常勤が二名くらいで所期

の目的を十分達成することができるか

どうかという点、これが一点、それか

ら三名の議員の選任については、全国民的な視野で任命されなければならない、こういうふうに考えられるのです

が、この任命についてはどういうふう

な心がまえでやるのかということと、それから常勤任命の二名の議員の処遇、

これは國家公務員法の規定する各種委員会の委員になろうと思うのですが、

なにがまえでやるのかと、それが何を規定されておるわけでござりますが、

一日三千円ということになつてお

ります。

○伊藤顯道君 政府では、重要施策の一つかとして、科学技術の振興ということを揚げたわけですが、かつて予算編成に当つては、閣議においてあまり熱意がなかつたというふうに漏れ聞いておるわけですから、そういうことであつたのかどうかということと、これを設けて一体どれだけの実効をねらつておるのかと、こういう

○國務大臣(高橋謙之助君) 私は実は

最初学識経験者四名といたして、そのうち二名を常勤、他を非常勤という大体の会長を任命してもらいたいというよう

なお譲がございましたので、非常勤の

ことをいたしましたわけでございま

す。この三つの点についてお伺いしたい。

○政府委員(鈴江康平君) 原子力委員会は現在全部常勤ではございませんで、

それで、この科学技術会議の方は、当初学識経験者四名といたして、そのうち二名を常勤、他を非常勤という大体の会長を任命してもらいたいというよう

なお譲がございましたので、非常勤の

ことをいたしましたわけでございま

す。この三つの点についてお伺いしたい。

○國務大臣(高橋謙之助君) 私は実は

最初学識経験者四名といたして、そのうち二名を常勤、他を非常勤という大

体の会長を任命してもらいたいとい

うことをいたしましたわけでございま

るのかというこの点、まだこまかい点についてこままでないでしょが、大体の大綱について承わりたいと思います。

○國務大臣(高橋謙之助君) それは主

機関等も大学の研究機関等も総合的にやること、そしたらもっと長期的

に計画すること、それでその中の相互関係を調節しないければならぬ。それには、科学技術庁が現在持つておるところの科学技術審議会等では、これはだめだ。これはやめちまつて、

これは内閣に置いて、もっと強力なも

のとして進めていこうじゃないか、このういうことで一千円の予算をとりあげて計上いたしたわけであります。

○伊藤顯道君 この科学技術会議が設置された大きなねらいは、行政施策の総合開発、総合調整、そういうことであります。

○伊藤顯道君 しかし、このことは、從来の科学技術庁の所管権限としても当然なされてこなければならなかつた

ことかと思うのですけれども、従つて、科学技術庁に、前に審議会があつたわけですが、科学技術審議会の運用上で特

に問題でもあつたのかどうか、そういう点をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(高橋謙之助君) 私は実は

うことは、私どもも確認した一人でございません。必要性のいかんということ

ですが、当時の閣議の模様等におきましても、これは非常に必要性があるとい

うこと、ただ經濟の一部分

が一般に深かつたのでありますけれども、最近の科学技術の進歩といふもの

は、非常な勢いで進歩している。これ

はやがては科学技術というものが政治の原動力になり、經濟の原動力にもな

る、そういうふうなことから、これを

もつと国全体として強く取り上げてい

かなければならぬ。それには、基本

的の研究は大学でやつておる、そのほ

ういうふうに具体的な構想を持つてお

多いのではないかというふうに考えておるわけでござります。

○伊藤頭道君 この科学技術振興政策を推進していく場合、その基本策定の力点を、一体どこに置くかということ、それとまた、予算的な裏づけですね、特に予算編成の際どの程度にこれは考えられておったか、そういうような点は非常に大事な点だと思います。こういう点についての所見を伺いたいと思う。

○國務大臣(高崎達之助君) 諸説のごとく、現在の世界の科学技術の振興の根源をなしておったのは、防衛産業といふものがいつも先頭に立つて、それが科学技術の進歩を引っぱってきておつたという事実はあるわけでありますが、今後わが国といたしましては、平和ということを第一に置いておりま関係上、世界の進んでおるところの科学技術を、いかにして平和産業へこれを導入すべきかということにもつくる一方、今までの科学技術というものは、明治、大正を通じて外国の技術をそのまま持ってきて日本の産業を振興するという経済的目的が大であつたようでありますけれども、これにも誤りがある。そうしてその当時十分の基礎研究をする学者たちを対象にして、これを象牙の塔に閉じこじめ、あるいは本人もそれに閉じこもるというふうな状態であったといふことは、まことに悲しむべき現象でありまして、今後の科学技術といふものは、平和目的のためにいかにこの進歩しつつある科学技術を取り入れて、それが政治のもととなり、それが経済のもとなるというふうな遠大なる思想をもつて進んでいきたい。これの第一歩といいたしまして今日科学技術庁は、これは防衛会議の設置法四十二、四十三条のとて防衛会議が持たれた。その防衛会議の持つております性格を見てみると、国防の防衛に関する問題が申上げましたように、現在の科学技術の機構におきましては、まだ私はその形からいきますと、この非常に感じておるわけでございます。

○横川正市君 方法的に、一つの目的があつて、それに近寄るために今回の措置がとられたというふうに御説明があつたわけであります。私は今度の設置法の要綱の各条を、ずっと現在各省に分散をいたしております科学技術の部門について、これを照し合せながら見てみると、どうも今度のこの上部機関というようなものを作らうとするセクト性を少しばかり地なしをして、そして幾らかためになるようの方で作ら、このではないだろうかとうふうに受けるわけなんです。その第一は、目的及び設置の中に、総理府に附屬機関として科学技術会議を置くのだというのが、これがまあ目的になつておるわけであります。これは私は他の同じような性格のものから見ますと、たとえば防衛会議なんかのものだといふのが、これがまあ目的になつておるわけであります。これは私が政界が現実できるとは考えていないわけなんです。

○横川正市君 大臣が認めておるような段階だから、漸進的に完全なものにしていきたいということで持たれたのだといたしましても、これは改正の法律なんですから、科学技術庁の設置法を改正して、その中に少くとも系列の法はつきりした形で科学技術の振興をはかりていく、そういう機関を持つべきが、その点についてははどうですか。○政府委員(鈴江重平君) ただいま大臣が申し上げましたように、現在の科学技術の機構におきましては、まだ私はその形からいきますと、この非常に感じておるわけでございます。

○横川正市君 今の説明でも私は、どちらが本がきまつっていく。これは私はその形からいきますと、この非常に感じておるわけでございます。大学は大学でやつておるほかの官庁ではかかる官庁でやはり同じようなことをやる、こういうものを一応国として全體に取りまとめていくて、必要性を感じたときに今度は予算措置が必要であると、こういうまず総合的にやろうとする、こういうものを納得しませんが、これは私のところが第一でございまして、その内容を充実するためには、相当の予算を取らなければならぬ。そういうふうなことのためには、今度の科学技術会議も設置法そのものもこういう恰好にならなければならぬ。そういうふうなことが第一でございまして、その内容を充実するためには、相当の予算を連中も皆入って、そうして大臣想に

まつた方向というものを出していく、これが私は一段階進めていくとすれば、その方向をとるべきではないか、こう思ひであります。大臣はどうお考えになつておられますか。

○横川正市君 ちょっと納得いかないのは、たとえば文部、通産それから予算関係の大蔵というような、そういうふうに感じておる次第でござります。

○國務大臣(高崎達之助君) 今回のこの科学技術会議の設置法案等は、お説のごとく、こそく的だということは私も同感でございます。しかし、まずこれをもつて発足して一応総合的にやって、さらにこれはもつと大きくする、もつと強力にするやはり一つの第一の階梯としてこれはある方がいいだ

らうと、こう存するわけでございま

うか。まず、この点に向つてこの會議が非常に効力を發揮していけるといふに感じておる次第でござります。

○横川正市君 ちょっと納得いかないことは、私は文部省といろいろ話し合

りますから、その機関に、たとえば文

部省の関係であれば人材をどういうふ

うに養成してもらいたいというよう

なことは、私は文部省といろいろ話し合

いで作られていくんぢやないか。予算

の問題もそれなりに国の方針がはつき

りすれば、大蔵大臣との間でいろいろ

の問題もそれなりに国の方針がはつき

学校教育にいたしましても、ソ連が三であるというにもかかわらず、日本においては、理工科がわずか二であつて、文科系統が八になつておる。こういうふうなところにも、やはり相当誤まりがあるかと思つておるのであるが、そうすれば多数の科学者が、学校から出て、大学から出てきたときに、社会がほんとうにこれを受け入れるかどうか、それだけの態勢ができるかが、どうかといったことが、また問題になる点でありますから、今回はこの設置法におきましてこういう機関ができきますれば、それでよく検討いたしまして、学校の教育はどういうふうにすればいいか、あるいはまた待遇等におきましても、技術者の待遇は、文科系統の人には課長になれる、局長になれるが、技術者はなれないということになれば、その役付に対する同じような待遇を得るよう、今後、科学技術庁が中心になつてやつていくといふように、人というものを根本的に考えてやつていただきたいと思つております。

て、こういうことは私どもが反対すべ
きものではないのであります、全面
的に協力すべきものであると思ってお
りますから、そういうことで政府とし
ても努力をしてもらいたい、こう考え
る次第であります。以上で質問を終り
ます。

顧みますと、そのときのこの審議の経過を過で私が受けた印象では、文部大臣をこの会議のメンバーに入れて、そうして大学関係をスマーズにやろう、大臣も一つ加えておいて、なるだけ予算を取るのに便利にしようといったような、つまり逆に申しますと、大臣の政治力が非常に弱いから、こういうもので補強工作をして、結局においては科学技術の振興のために力をいたそうといったような、政治目的的な意図が多くて実はうかがわれたわけであります。しかし私どもとしましては、これは屋上屋を架するものである、行政簡素化の趣旨に反するものである、まずこういう考え方を持つておったわけであります。それから私の申し上げたいことは、文部大臣なり、大蔵大臣なり、あるいは経済企画庁長官なりがメンバーになるというなら、内閣の中に、科学技術に関する閣僚懇談会をお作りになつて、そうして当面の責任者である技術庁長官が熱意を示して、閣内のこととはそこで一つおきめになる。それから民間人の意見を聞くならば、科学技術庁には顧問制というものがあるのですからして、顧問に任命する、これは非常に大きな……、法文に書いてあるのですけれども、要するに勤勉の民間人を二人入れるということになると、ですから、その二人を顧問に任命して、そうして主体は科学技術の関係閣僚懇談会で大綱をきめる、そうして内閣が責任を持つという点にウェイトを置いたらば、あえてこういったようなぎようぎょうしい、屋上屋を架するような機関を設置しなくとも、目的は十分達することができる。この三十四

年度の予算は一千六百数十万円でありますけれども、その金は、むしろ科学技術の方の末端の研究費の足らぬところへ、少しでもよけい予算を回してやるという方が、究極において目的を達するのじやないか、初めからこれは高崎さんがこの方の担当大臣であられるなら、こんなことは実はお考えにならなかつたのじやないか、途中で引き継がれたから、仕方なしにやつていらっしゃるけれども、もつと実業家的な効適切な金の使い方なり、機構のあり方があるのじやないか、先ほどもお話をしましたように、この機関を作れば、閣内における科学技術のPRになる、また、国民に対しても、一つのPRの効果があるというふうなお話をありましたが、私はその効果はなるほどあるだらうということは考えますけれども、本来からいえば、科学技術庁のために予算を取つて、それを末端で実際に、第一線でやつているという人には金を回してやるということの方が、そうしてその大綱は、内閣の中で責任をもつておきめになるということとで十分じゃないか。それでこういう会議を作つて、何か科学技術が振興されたようと思うのは、これは官僚の考え方でありますて、そういつたような屋上屋をやりまして、單刀直入にものを長くおやりになつた高崎さん自身の考え方であります。やつた方がいいのじやないかといううな考え方を持つのですが、ごく体系的な御答弁でけつこうですから、私の考え方に対してもお答えをいただきたいと思います。

はきわめて少数の人でほんとうの仕事
をやつてもらおうじゃないか、その点
につきましては、私はこれは非常にい
いと思っておりますことと、それから
第一の問題は、予算とか何とか言いま
すけれども、大学との関係、文部省と
の関係というものは、これはよほど私
は必要だと思っておりまして、何とし
ても基礎的研究はやっぱり大学だ。
これは人がいるのだから、人間がそこ
におられるのですから、これを十分活
用して、これとの連絡をやはり科学技
術庁はとらなければならぬ。こういう
ふうな意味から申しまして、これは文
部大臣に入つてもらい、また大蔵大臣
にも入つてもらい、必要に応じて通産
大臣にも入つてもらい、農林大臣にも
入つてもらうということにして、内閣
は、これが一番いいと思っておりま

るまでに、学術会議の会長と文部大臣はおのの十分間程度でよろしいのですから、ぜひ顔を出すように御配慮願いたい。

科学技術庁長官にお伺いいたしますが、現在のわが国の科学技術の振興をはかるに当つて、一番の欠陥、陥路となつてゐるのは、どういう点だと把握されておりますか。

○國務大臣(高崎達之助君) 私はやつぱり一番の欠陥は、人間を得る、人を得る、研究する人が欠陥、陥路だと、こう見ております。

○矢嶋三義君 先ほどから承わつてますと、私は、岸内閣では最右翼の、最も優秀な、私の尊敬する大臣でありますけれども、今の日本の科学技術行政の全般とか、この案自体に対しても、十分おわかりになつていよいよな感じが私はするのですがね。その第一番に、今の質問を端してみたのです

員会で連合審査は一回やりましたけれども、委員会として審議するのはきょうが初めてなわけです。これは立法院に議席を置く一人としても、私は責任を感じてゐるのですが、一つ、行政政府の長にお伺いいたしますが、これだけ世界各國の科学技術の進展といふのは、日進月歩の時代になり、日本もあらゆる情勢からその推進をはからなくちやならないというこういう状況下に、まあ行政府については行政府の何がありましょうけれども、立法府に對して行政府はどういう御希望を持っていらっしゃるか。私は具体的に申し上げますが、私は、立法府に議席を置く委員として、今のわが国の科学技術に関する法案の審議並びに調査を、調査委員会の發動に基いてやるに當つて、衆議院では科学技術特別委員会というものを毎国会設けています。私は、特別委員会を毎国会設けるというのはお別れ

それとも、他国の例を引くまでもなく、願わくば、立法府においては、ここに特別委員会というような形でなくして常任委員会に、一つ科学技術に関する、名前はともかくとしてそれらに因するものをプロパードにこれを審議し、あるいは調査するところの委員会といふものを設けていただくことが適切であるというような希望を持たれているかどうか。そういう点、立法府としては立法院の考えがありますけれども、行政府の長はどういうお考えを持つていらっしゃるかということを伺いたいわけです。それと行政府における機構についての問題になってくると思うのですが、その点については、この科学技術会議法というものが現に出てきていますから、これを中心に伺っていますから、これを中心伺つてお答え願いたい。

○矢嶋三義君 そうすると、さつきの御答弁の中に、各省にばらばらになつてゐるのを、今後総合的にこれをまとめてしつかりやつていくこうと思うと、こういう表現をされていましたが、諮問機関ではございません。しかし、まあ構成がこういった非常に権威のある方々でござります。

○國務大臣(高崎達之助君) 諮問機関でござります。

○政府委員(翁江康平君) これは純然たる諮問機関でございまして、行政機関ではございません。しかし、まあ構成技術会議というものは、念のために承わりますか、諮問機関ですか。それとも行政執行機関と諮問機関とを合わせたものですか。それとも行政執行機関ですか。いずれなんですか。

○國務大臣（高崎達之助君） 私自身よりももつと深くこのいきさつを御存じの八木委員からの御質問であります。が、私はこう考えております。今回の科学技術会議というものは、屋上屋というお話しであります。これが発足いたしますれば、從前科学技術庁の所管でやつております科学技術審議会というものは、これは当然解散してしまうべきものである、ところが、今まで審議会というものをいろいろながめてみますと、ただいまを作つて、各方面の人々に来てもらつて、そうしてただそこでおざなりの審議をするというだけにすぎない、多數の人たまたま寄るだけの話で、実際の仕事はできないない、こう思うのであります

す。ただしこれは、あなたこういうものを作つても運営をうまくやらなければ何もならならないことですから、ときどきやつぱり役所というものは、こういう会議だけを作つておいて、さつぱり運営をよくやらぬという例があるのですから、なるだけこれは運営がうまくやつていただきたいと思っております。

が、當識論としてのお答えとしては、それも確かにそうですけれども、十分でないと私は失礼ながら思うのですけれども、私も今のこの社会の科学技術の進展状況からあせりを感じてゐる日本人の一人です。それでいろいろまあ私も考えているわけですが、そういう点を的確につかんで政策というものを打ち立てていかなければならぬと思うのですがね。そういう点の把握が不十分で出でていることは、時間と経費の浪費になるおそれがあると私は思う。私は他の委員のきょうの質疑を承わつておつて、ますますこれは慎重に審議しなければいかぬなどいう感慨に襲われているものです。この科学技術会議の問題が議論されるようになつてからも

かしなな行き方だと思うのです。私どもは、
参議院では、特別委員会を原則として、
設けないという立場から、特別委員会を
がないわけです。従つて、科学技術問題
に関する審議並びに調査は、私の立場
では、あるいは商工委員会、あるいは
文教委員会、あるいは当内閣委員会等で
審議、調査をしているわけです。まことに、
あ立法府に議席を置く私としては、私
の意見がありますが、行政府側から自
た場合に、法案を審議していただく、
あるいは科学技術行政に関する調査を
していただきに当つて、今のようなか
が参議院における商工、内閣、文教委
員会で審議、調査をするといふよ
な形で調査、審議を十分立法府におこ
なことができる、こういうふうに行政府とし

云はるは松院寺をねんと申す。私はさわぬて短期でありまして、科学技術庁長官を拝命いたしまして、内容の機構等についても十分検討をいたすまで進んでいないわけでございます。これだけははつきり申し上げます。が、しかしお説のことく、私はどうしても科学技術というものは必要である、何をおいても強力にやらなければならぬ、強力にしなければならぬ、こういう意味から申しまして、行政の担当長官といったしまして、立法府におきましても、ぜひともこれは科学技術の特別委員会といふものを、やはり参議院においても置いていただきまして、十分御審議願いたいという希望を持っております。

て短期でありまして、科学技術庁長官を拝命いたしまして、内容の機構等についても十分検討をいたしましたで進んではつきり申し上げます。が、しかし、お説のごとく、私はどうしても科学技術といふものは必要である、何をおいても強力にやらなければならぬ、強力にしなければならぬ、こういう意味から申しまして、行政の担当長官といつしまして、立法府におきましても、ぜひともこれは科学技術の特別委員会といふものを、やはり参議院において置いていただきまして、十分御審議願いたいという希望を持っております。

○矢嶋三義君　この法律案を中心伺って参りたいと思うのですが、この科学技術会議といふものは、念のために承わりますが、諮問機関ですか。それとも行政執行機関と諮問機関とを合わしたものですか。それとも行政執行機関ですか。いずれなんですか。

○國務大臣(高畠達之助君)　諮問機関でございます。

○矢嶋三義君　そうすると、さっきの御答弁の中に、各省にばらばらになっているのを、今後総合的にこれをまとめてしっかりやつていいこうと思うと、こういう表現をされていましたが、諮問に答えることをしっかりやつていくことうといふわけですか。常勤の職員もあるようですが、若干行政執行的な実質的な内容面を含んでいるものじやないですか。その点はどうですか。

○政府委員(翁江康平君)　これは純然たる諮問機関でございまして、行政機関ではございません。しかし、まあ構成がこういった非常に権威のある方々

がお見えになりますし、また、各関係の大臣もお入りになつておりますので、そこで審議をされました結論といふものが、非常に尊重されるということは期待しておりますし、また法律にも、総理大臣はこれを尊重しなければならないと、いうふうに書いてございまして、効果は相当強く上り得るものと期待しておりますが、しかし、機関といったしましては諮問機関でございま

答申の中に直接関係のある点にしづつて申しますと、行政上の諮問機関たる審議会の委員には国會議員は出るべきでない、この項目ですね、それから審議会等の会長には主管大臣を充てるべきでない、行政機関の諮問機関である長には主管大臣を充てるべきでないと、幾つかの項目の中にこういう項目があるのですが、この二点についてはあるのですが、この二点については、長官はどういう御見解を持たれますか。

○國務大臣(高畠達之助君) 私は、審議会というものは、やっぱり長官と離れた諮問機関として立たすべきだ、長官の意見がそれにあまり入るということは、公正なる判断を誤ると思いまして、これは入れない方がいいと思っております。

○矢嶋三義君 入れない方がいいのに、入れておるのはおかしいですね。これは諮問機関で、あなたも入って、その長は総理大臣になって、総理大臣が総理大臣に答申するという形になつて、いるのですから、この答申の趣旨に反するし、あなたの今の答弁と反するのですね。これはどういうふうにどちらいいでしよう。

○國務大臣(高畠達之助君) これは科学技術会議でございまして、審議会と違うわけでございます。

○矢嶋三義君 審議会でも科学技術会議でも、諮問機関だという大前提になつて、いるのですね。これは審議会といふものは、みな諮問機関です。そういうものが総理府の附屬機関としてあるのですね、離島振興審議会とか何と

か審議会とかある。これは全部諮問機関です。そのいずれの規定を見ましても、全部有識者をもつてあるいは国会議員で構成しておる。そして諮問に答えたり建議すると、こうなつておるわけですね。そういうものに、予算の審議権あるいは法律の審議権を持つておる国会議員が入ることは好ましくない、行政と立法を明確にするためにです。ね。そういう一項をうたい、また行政府の長がそういう諮問機関に入つてあるいは会長になるなどいふのはおもしろくない。ましてや大臣がその長になるのは何だということを言つておるわけです。名前は審議会といつても科学技術会議といつても、これは諮問機関です。そうなると、岸総理大臣がこの諮問機関の会長になって、総理大臣に答申する、諮問に答えるということになりますのだから、これは明らかにこのよしあしは別ですよ、この審議会の一月二十二日の答申と反するものですね。しかも前提に今、長官は、この答申を支持すると、こういふうに御答弁がありますとね、この法案と矛盾すると思うのですがね。

ので、やはり全然それに責任のない方が入ったのでは、それをまた主管大臣がそれそれを納得するというのには、相當なまた時間がかかる。それよりはやはり学識経験者の意見を十分聞きながら、責任のある人々がそれぞれ十分意見を出し合って納得のいくまで話し合っていただきまして、そしてそれが妥当な結論を得ますれば、それが答申になり、それがまた直ちに実行で起きるという点に、この会議の特徴がござりますのですから、ぜひこれはそういういた科学技术庁長官に入っていたときだときだと思ひわけです。なおまた、学術会議からいろいろ政府に勧告がござります問題も、この会議で取り扱うわけでござりますので、学術会議の意見を政府がどうやってそれを具体化するかということを話し合う場といたしては、それぞれの責任の長官がお入り下さった方が実効が上るというふうに考えておる次第でござります。

○政府委員(石井桂君) 私ども、一般の諮問機関でなくして、特に科学技術会議は、関係各省の総合調整をやる任務を主としておりますので、やはり特別にお考えいただいても支障ないのではないかと存じております。

○矢嶋三義君 だから僕は最初に、諸問機関か何か普通の諮問機関と違うかどうかという大前提に立って言つたのです。総合調整といつたら、行政執行の面に入つていいつてゐるんです。だからさつき大臣が、今までばらばらの話を、まとめてしっかりやつていただきたいと、こういう答弁をされておるのであります。そのニュアンスは、これは單なる諮問機関ではなくて、行政執行面も入つてゐるんだというニュアンスが出てくるわけです。実際そうです。それで前提に諮問機関云々と聞いたので、それを答弁していくば、普通の諮問機間とちよつと違つて云々となれば、これは政務次官ナンセンスですよ、筋が通らぬですよ。

まあ時間の関係もありますから、あとずっと聞きたいことがありますからとめておきますが、それでは今まで何ですか、日本の科学技術行政に関する推進、立案し、これを実行するに当つては、行き当りばつたりにやつたわけではない、やはりどつかに諮問するなり意見を聞いてやつておつたのですが現行では諮問をする機関はどこですか。

○国務大臣(高橋達之助君) 現行では、科学技術審議会というものを科学技術庁で持つておるわけですが、それを大体主体にしておつたわけでありますが、これだけでは総合的にできな

い、こういうことで今度の科学技術会議といふものに範囲を広げたわけでござります。

○矢嶋三義君 科学技術審議会では総合的にできないもので云々だと、それで科学技術審議会では総合的にできなから格上げと、こういうふうに了承していいですか。

○政府委員(鈴江康平君) 科学技術審議会は、科学技術庁の諮問機関でございますが科学技術庁の権限といつましては、御承知のように大学の研究に関するものを除くというふうになつておりますので、従いまして科学技術審議会に諮問いたします場合には、大学との関連の問題を御審議願うわけにいかなかつたわけであります。今回はそういうものも含めまして、全般的な科学技術の振興政策についての審議ができるということになりますから、範囲を拡大したというふうにお考え願いたい。

○矢嶋三義君 そこで、大臣の答弁によると不十分だと思ひます。総合的にはできないというのは大へんな御答弁だと思います。あなたが長である科学技術庁の設置法の第三条には、「行政を総合的に推進する」ということが主なる任務と規定しているのですから、その大臣から総合的にやれなかつたからという答弁があつたら大へんと思う。その科学技術庁の附屬機関として科学技術審議会があつて、それをして諸問をやつてあるわけですね。しかし、これは政府委員が指摘しましたように、大学における研究を除くとなつてある。だから今度の科学技術会議は、今まで除かれておつた大学を含めて、そして科学技術庁の附屬機関

であつた科学技術審議会が科学技術庁の烟から飛び出して、そして総理府の附屬機関となつたのだから、だから格上げしたわけでしょ。どうですか政

府委員。

○政府委員(鈴江康平君) 格上げといふ方があるのは適切な答えだつたかと思いますが、総理府よりももう一段上の総理大臣の諮問機関になつておるわけでござりますから、お話しのように、格上げというふうに考えてよいと

○矢嶋三義君 もう一べん繰り返して聞きますが、日本の科学技術関係をやるに当つては、文部省を除いた科学技術審議会が諮問機関であり、これが中核で、日本の科学技術といふものは推し進められて参つたのですか。そういうふうに了承してよろしいのですか。どちらをなすつておられるのですか。どういうふうに日本学術会議といふものを見つけておられるのですか。どう見えて、またこれを評価しているかといふ点を伺いたい。

○国務大臣(高橋達之助君) 私は非常に有効であり、また必要なる存在だと存じております。

○矢嶋三義君 従つてこの法律案を国会に出すに当つては、日本の今後の科学技術の進め方、行政の進め方という立場から、日本学術会議といふものに十分な研究と見識をもつて出てこなければならぬと思うのです。私は先ほど言つても、何といつても日本の頭脳的なイニシアチブをとつていく中枢でなければならぬと思う。これは時間がないから読みませんけれども、内閣総理大臣の所轄であり、第一章、第二章を読みまして、学者諸君が寄つて、そして世界的研究なり、そういうものの連絡をとる。そして日本の学術を振興するということについて御協議願つておる、こういうように私は存じておるわけであります。

○矢嶋三義君 重ねて伺いますが、大臣は日本学術会議といふものは存在価値がある。これはますますその任務が十分遂行できるよう推進していくかなればならぬというような、そういう極的な角度から日本学術会議を見つめしゃるのですか。それとも別の見方をなすつておられるのですか。どう

いつても、何といつても日本の頭脳的なイニシアチブをとつていく中枢でなければならぬと思う。これは時間がないから読みませんけれども、内閣総理大臣の所轄であり、第一章、第二章を読みまして、学者諸君が寄つて、そして世界的研究なり、そういうものの連絡をとる。そして日本の学術を振興するということについて御協議願つておる、こういうように私は存じておるわけであります。

○國務大臣(高橋達之助君) 私は全く同感であります。肯定いたします。

○矢嶋三義君 そこで、本法案を裏かられて批判的になりますけれども、私は今の学術会議といふものの運用を強化して、そうしてそこから積極的な権限を求めるとともに、そしてこれに諮問して、その結果を闇議に持つてきて、そしてこれをどういうふうに行政に反映させるかという点を、闇議なり関係閣僚懇談会で十分討議してやつて、いけば十分できるように、これはなつておる。ところが、私が見ると私は、最近日本学術会議と保守政権との間がここ数年うまくいっておらない、遺憾ながら私はそう見ておる。それで吉田内閣の末期ごろから、非常に煙たたけです。科学技術庁の大学を除く職務内容を持つ科学技術審議会といふ点じゃないと思う。これは日本学術会議法から意見は、私は間違いだと思う。そんな

議といふものは、日本学術会議法から意見を十二分に行政に反映できるよ

うに取り運ぶということが、私は絶対大切だと思うのですよ。それで学術會議の会長から政府に対する質問書に對して、当時の三木長官は、連絡は十分とする云々ということを答弁していくまですが、そういう意思がほんとうにあるのかどうか。その連絡というものはどういう機構で連絡をとろうとするのか、やや具体的に一つお答え願いたいと思います。

○政府委員（鈴江康平君）　矢嶋委員からいろいろ御指摘がございましたが、私學術會議の関係を前から若干知つておりましたから申し上げたいのです。が、學術會議があれば科學技術會議といふものは要らないのじやないかと言つたのであります。また、學術會議が日本の科學技術の中核機関であると言つたが、私ども學術會議が日本におきます科学者の一番最高權威のある機関であり、また科学者の代表機関であるということは、当然そうあるべきであり、また、私どももそういうことを考えておる次第でございまます。ただ、學術會議の方でいろいろ意見を出すなり、あるいはまた政府に対する具申等もいたします。そういうものを実現いたします場合は、すぐに闘議に持つていった方がいいかどうかという点なのでございますが、そういう点につきましては、學術會議ができました当初、御承知の通り學術刷新体制委員会、学士会、學術研究會議といふものを再編成いたしました學術會議というものは、科学者の海外に対する代表機関であり、またその会員といふものは科学者の選舉によって選ばれるものである。従いましてそれによつて出まする日本學術會議の意見といふも

の、政府の機関でござりますけれども、それの意思というものは、必ずしも政府と同じものではなくて学者の意見であります。代表機関としましての学者の意見であるということをございますので、それを政府の方の施策として具体化いたしますためには、その前に一度政府直す機関が必要であるということで、と学術会議と話し合う一つの機関を作りまして、それをどうやって実現するかという政府の立場から、もう一度見直す機関が必要であるということであつたからつて科学技術行政協議会といふものが同時に生れたわけでございますが、それを科学技術審議会として引き継ぎ、さらにこれを科学技術会議が引き継ごうというわけでございまますので、やはり直接閣議にいくことと、それよりも、そういう審議機関が必要であるというのは、前からのいきさつと私ども考えておる次第でございまます。そういうようなことで、この科学技術会議は学術会議の御意見をいかに政策に具体化するかという点で、学術会議と大いに関連があるわけでございまます。その点では先ほど申し上げましたように学術会議の会長が議員としてお入りになり、また、学術会議との連絡を密接にいたしますために、科学技術会議の下部組織といったしまして学術会議と政府側との連絡を緊密にいたします部会を一つ置いていきたいとうふうに考へる次第でござります。

術会議での意向を行政に反映する」とは大事だ。それを直ちに闇議を持っていくのは云々と言えば、方法はあるじゃないですか。学術会議に政府は諮問することができる。学術会議は政府に勧告することもできるわけでしょ。それであなた方が今度われわれの間に盛られたものによる計画局と名称をかえてこの四号に、「日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関すること」とあって、行政機関のそこを瀟洒するようになつていい。あなた方は諮問とか、勧告とかをここで瀟洒して、学者たちの意見がこうだとなるならば、あなたの専門的意見を加えて、そして所管大臣がそれを闇議に持ちこんでもいいじゃないですか、私はそういう方途はりっぱな意見を加えて、それに今度学術会議の会長が入るというと、学術会議を尊重したといふ一面も見られますか、裏から見たら逆にいきますよ。私は総理大臣が総理大臣に答申する、あるいは諮問に応ずるような、そういう機構 자체がおかしいと思うのです。行政府のそういうところに学術会議の議長が一緒に入りて、かりに採決をすれば數ははつきりしている。そして一つの結論を出すと、学術会議の会長というものは、学術会議を代表すると法制上なつていて、なぜありますから、だからそこに学術会議というものは巻き込まれることになつてしまふ、そして責任を分担しなければならぬことになつてくる。私は法制上としてはそういうことはどうべきじゃないと思う。学術会議はさつべきも言ふように、國家としてはどの國

でもそういうことは十分尊重しなければならない。そこで学術会議に出た意見を、行政はこれを行政に反映されるように、百パーセントまではいかなくとも、あらゆる角度から十分これを尊重していく、そういう行政の進め方が筋が通り、責任の所在が明確に私はなつてくると思う。そういう点からながめますと、この科学技術会議というものは、私は日本の科学技術行政を統合的にやる、凹凸のあるのをある程度調整して、そして総合的に日本の科学水準を上げる、威力が発揮でき、成績が上る、そういうようにしなければならない。そういう考え方には全く同感で必要だと思う。しかし、先ほどから若干触れましたように、こういうことをやるという点においては、やはり法的上からも、運用の面からいっても問題点があると思う。それでかりにこれが成立した場合に、運用面が重要であるというので二段階で承わっているわけです。時間がありませんので、意見を言うのをやめて、会長さんがお見えになつたようですから、ちょっと伺いたいと思いますが、先生に私が申し上げることは次に説法になると思うのですが、日本学術会議は会議法に明確に書かれている通り、この法に基いていろいろと御研究、御善処をしていただいている点には、私は感謝をいたします。しかしそれで最近数年間、日本学術会議の御意向といふものが、時の政府によつてあまり尊重されない傾向が出て

きているのではないか、行政面への影響というものが、行政の面に移されていくという点が非常に少くなつてきているのではないか、私はそういう見方をしているのですが、学術会議側としてはどういうふうにお考えになつていらっしゃるか、これは率直に承りたいと思う。私はこういう会議を設ける前に、学術会議あたりの予算なんかは、もう少しだつぶり出すべきであると思う。調べてみますと、三十三年は一億一千万円、三十四年は学術振興財団に一億四千万円程度補助しております。これだけ世界の科学技術の推進は日進月歩で、日本の置かれている客觀情勢からこれを推進しなければならぬという関係で、総理も多くの政策の中に取り上げているときに、日本人の英知とか知能というものが結集されるところが、私は学術会議だと思う。そういう点で政治家の見る学術会議というものは、不十分なものがあると思う。それでそういう点をまず伺いたいと思うのですが、御所見を承わりたいと思います。

そういうようないろいろなことが關係いたしまして、その事態を切り抜けました。以後は、徐々にではござりますけれども、学術会議から出て参りますいろいろな希望は、むしろ取り入れられてくる傾向になっております。もちろん、そういうことが私ども十分満足するほどにいっておるとは申せませんけれども、学術会議の希望の通りにすることが、全体的に見ていいか悪いか。また、これは多少別の立場から判断ができるようなるべくになることが望ましいのでございますが、この点は現在の学術会議法が審議機関であるということをあまり強く出し過ぎておりますために、予算折衝の時期などに、多少困難を感じておる点もございます。そういう点では、学術会議の性格についても、なお今後検討を加えたいとは思つておるわけでございます。しかし、それにいたしましても今矢嶋先生のお話になりますように、もう少しその点で活動ができるようにしてほしいといふのが、いつわらざる私どもの希望であります。

○説明員(兼重宣九郎君) 学術会議ができます前に、その準備の会議を半年以上にわたってやったことがございました。そのときにも、新しく生まれるという学術団体が、行政政府と立法院どちらに直接に結びつくことがよからうかということは、すいぶん議論をいたしました。その結果、現在のような方法が、当時としては一番適当だという結論になりましたして答申を出したのでございましたが、今仰せになりましたよう、国会との連絡はまた密にする必要があることも、当時から気づかれており、その後そういうことがありますます強く感じられてきましたので、こういう法律的な根拠はございませんけれども、一昨年の秋ごろから、両院の有志の方と、いう形で、ときどき会合をしていただきような機会を作ることをお願いいたしまして、今便宜それを学術連絡協議会と申しまして、私どもの方と国会側とに両方幹事役をきめまして、一年に三、四回くらいの会合をしておられます。ただ、それが今のような両方もとも有志の形でありますために、そういうふうなことが何ら、表立つたことにならないのは、これはやむを得ないことがありますとかと思っております。実質的にそういう御連絡を密にしたいと、いう気持は持つて、私たちの力の及ぶ範囲ではやっておるつもりなんございまます。

ない思います。こういう状況では、これは日本の科学技術水準というものは、世界の水準に追つついでいけない。追つついでいけないだけでなく、かえつて落伍してしまうと思うのです。だから私は伺つておるわけです。それで法制上、その学術会議の意向を政府に勧告するとか、諮問に答申するなどではなく、国会の方にも報告する、意見を出すというように改めるべきじゃないか。そういう審議会のようのは他にありますよ。ちょうど、くしくもあなたから、実質的には国会と連絡をとつて、学術会議の意向が国会に反映するようにしているということなんですが、これは先生非常な間違いですよ。認識不十分ですよ。私たちやんと資料を持っておるんですが、第四十四回委員会学術連絡協議会といでの、いつどういうふうに開会されたかといふ資料を持っております。これであなた方は学術会議の意向が国会に反映していると思つたら、とんでもないです。法制度でないから、有志にしてもらう資料を持つております。これが国会だつたら、超覚派的にやはり各党のあるいは理事、あるいは国会の文教委員長とかにおいて願つて駒談するなら、あなたの意向といふものが国会にはね返つてしまふ、これは、わが参議院はこんな会合を何べん聞いても、学術会議がどんなことをお考えになつてゐるかということは、少くとも国会の場を通じては何ら影響しておりません。わかりません。偶然私が資料を持っているから申し上げるんですが、どういうようなお考え方を持つか、あなた方の御自由ですが、とにかく私は学術会議の意向とい

うものが、政府にも反映するとともに、国会にも、私は日本人としての知能、英知を結集した学術会議の意向といふものは、わかるように、反映するよろしく法制上すべきではないか。また、あなたの方も努力すべきではないかといふことを前提として伺いたいと思うので、もう一べんお答え願います。

○説明員(兼重寛九郎君) ただいま申します学術連絡協議会でうまく連絡がいいでおるという意味で申したのです。ございません。仰せのように、それが非常に靴を隔ててかくような感じでありますことは、私も感じておりますが、努力をしておるということを申してあります。

○理事(千葉信君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○理事(千葉信君) 速記始めて下さい。

○矢嶋三義君 できるだけ簡単にやります。初めてで非常に大事な点でありますから、先生にお伺いいたしますが、たとえば、十分政府側とよくあって反映していると言いますが、例をあげますと、科学技術庁とかよく科学技術の背景にある日本の産業界等は、どうしても科学技術の速成といふものをさせるわけです。速成といふものを。あなた方は科学技術を振興するのには、基礎的なものをみっちりやらなければならぬということを主張されてゐるはずです。ところが、その点は、どうしても取り上げられないで、速成といふものがどんどん出てくるんだから、振り返ってみたときは、時間と経費の浪費があつて発展性がない。たとえば原子炉にしてもゴルダーホール型

業界の要望というものは、先にばつ進んでいくという傾向があるんであります。また、今南極観測にあなた方はは表を出されているわけですが、ロケットとしても、高空観測のロケットの開発、これは非常に大事だと思う。日本は秋田の海岸で若干やっているよですが、しかし、このロケットにもくとも私の聞いているところでは、想像とかいう点はこれは外國の水準でいうそういう点については、少くとも、いつているけれども、実験とか施設の開発については、あなた方として非常に主張しているはずです。しかし、そういうものは一つも情勢に出ない。出てくるは何が出てくる、ということを聞くわけです。だからロケットの開発については、あなた方として非常に主張しているはずです。それでスイスからエリコンを持ってきているわけですね。これは気象観測か、そういう点のロケットさえ、ことは大へんなんでしょう。私、いろいろだからわからぬが、その開発は大へんなんでしょう。それをロケット兵器するには、それを方向づける誘導弾つけなければならぬということを聞いているわけです。今、防衛庁の研究では、有線誘導をちょっとと試作しているということをおろそかにして、しかしができたら新島で試射しようとということを聞きなさいですが、そういう点ですね。その大事な点をおろそかにして、それが平和的な利用といいますか、その高空の気象観測に当るロケットなん

の研究なんかは、先走つて、ロケット兵器の方に突っ走つていく、こういうようないところは私は学術会議と、再軍備政策を一応目標としている今政権を持つている岸内閣の科学技術の開発、そういう点に私は原因があると思う。そういう点に十分反映しなくちゃならぬ、基本的なものがまた、核融合反応についてもそうでしょう、動力面の問題から核融合反応の研究開発は非常に焦眉の急だと思うのです。もう外国では大へん進んでいるが、こういう点についてはある方は相当の要望があると思う。しかし、現在核融合反応の予算が、どれだけの計画が今、立っているか、こういうような点については、一体学術会議の基本的な問題については、一つも行政の上に現われていないと思うのです。こういう点をお認めになりませんか、いかがでしょうか。

○説明員(兼重寛九郎君) 今の御指摘

のような点は、現在非常に不十分な状態であることは、私もその通りだと思います。先ほど申しましたのは、数年

前に比べてだんだん改善の傾向にある

ということを申しましたので、このごろは非常によくその通り認められておるというふうに申しわけではございません。ただいま御指摘になりました。

○説明員(兼重寛九郎君) 先ほども矢

鳴先生からお話をございましたが、た

だ一人の学術会議の会長が入つても、

多數決で認められればむしろ責任を

負わされるだけではないかということ

がございました。形の上では確かにそ

のようなことになつておるようであり

まして、その点は学術会議でもやはり

問題にいたしました。しかし、個人

として学識経験者の一人として入つて

おるのと違つて、今度は学術会議会長

という資格であります。それで、これ

までのああいう会議は、前の科学技術

行政協議会の時代、あるいは近ごろの

これが文部省の関係の予算であります

これがどうも伸びにくい現状でございます。それのもとがどこにあ

るかということは、なかなか私どもに

わからないのござります。

○矢嶋三義君 二点だけお伺いいたし

ます。いろいろたくさん伺いたいこと

あるのですが、時間がありませんか

から、二点だけお伺いして参ります。そ

こで、昨年は学術会議は、成立を望ま

ない、こういう総会の決定をして、そ

の後、政府といろいろ交渉がありまし

て、会長さんが委員に入るということ

に若干の修正ができる、学術会議の表

面の決定としては、まあいろいろ条件

がついておりますが、賛成だということ

になつたとということを承つておる

わけです。それでその中で一番大事な

ことは、学術会議の意向は十分反映す

るようにしてほしい、連絡を緊密にし

てほしいという要望が強く出ているわ

けです。これは私は大事なポイントだ

と思うのです。それに対する具体的な

政府の意向と、いうものは表示されてい

ないわけですが、学術会議としては、

その点どういう御希望、意見を持って

おられるのか、お教えいただきたいと

思います。

○説明員(兼重寛九郎君) 先ほども矢

鳴先生からお話をございましたが、た

だ一人の学術会議の会長が入つても、

多數決で認められればむしろ責任を

負わされるだけではないかということ

がございました。形の上では確かにそ

のようなことになつておるようであり

まして、その点は学術会議でもやはり

問題にいたしました。しかし、個人

として学識経験者の一人として入つて

おるのと違つて、今度は学術会議会長

その御期待に沿うような運営をやるお

約束ができるかどうかということと、

これで、それがどうも伸びにくい現状

でございます。それのもとがどこにあ

るかといふのと、それがどうかといふの

ところの所管からは別だつたわけです

るかといふのと、それがどうかといふの

ね、新たに入るわけですから。だから今後の運用についてはどう配慮をされるのか。まずその機構、技術面についてあなたのお答えをいたい、それから所管大臣の確約を得ておきたいのです。

○政府委員(鈴江康平君) 科学技術会議の庶務の問題につきましては、科学技術庁といたしまして非常に関連の多い事項を審議していくだけわけでござりますので、計画局としてもこれに沿外でござりますが、しかし、今御指摘のように、大学の研究に関するものに関しては、科学技術庁の所管外でござりますので、私どもだけでも庶務をいたしますのもどうかということを感じております。従いまして文部省と緊密な連絡をとり得るような態勢に持つていただきたいということを考えおりまして、文部省と相談をしておる段階でございます。

○国務大臣(高崎達之助君) ただいまお答えした通り、文部省とよく連絡をとりたいと思っております。文部大臣とはその間の話はついているかどうか。これはあとで最終的には文部大臣とあなたの立合いの上で、十分たたして明確にしておきたいと思うのです。でなければ、それは何とここで言おうが、これは発足して滑り出してこんななさい。法律はじやんじやん走していくのですから、文部省なんかは政治力が弱いし、あれよあれよという間に、一方に引っ張られていつてしまうから、この点は両大臣そろったところで明確にしてお

かなければならぬ。その点はあとに保留下おきます。

時間が大へんないから、最後にお伺いいたしたいですが、三十三年の十月に第二十七回総会において基礎科学振興に關する声明をおたくでされておられました。しかし、私はそのも

が、まだ今年の暮れ総理大臣のところへ現状では、ここ数年で危機に陥り、世界の水準から落伍してしまう、そして核融合反応とか、あるいは素粒子論ですか、そういうものを出されて、これが思表示をされて、政府にどういう反応があつたのか。それからまた、科学技術長官としては、この声明、申し入

れというものをどういうふうに受け取るのか。その点と、それから科学雑誌「自然」というこれに、東京大学伝染病研究所の野島徹吉という方が、科学技術会議に反対するという論文を載せられています。この方は学術会議の会員のようです。これは非常に啓発されまし

た。ですが、まだ今日までそ

ういう点をお答え願うとともに、私は兼重先生並びに所管大臣にお願いしたい点は、かりに将来この法律案が施行され

るような場合があつたら、この野島と

いう人は私はどういうお方か知りませ

り目を通していただきたい。これは

お願いですけれども、こういう論文は、一応や

ういうことを幾らか頭に置いて申して

ます。

○説明員(兼重宣九郎君) ただいまの

お問い合わせをいたさないとい

ういうことをお答えをいただきたいと思

います。

○説明員(兼重宣九郎君) ただいまの

お問い合わせをいたさないとい

ういう名前があるか、個人の資格である

程度では問題になりませんけれども、

かといふことです。

○説明員(兼重宣九郎君) ただいまの

お問い合わせをいたさないとい

取り扱う事項の範囲が、前の場合よりも學術會議の希望する方向に修正されています。そこで、ただいまの会長の資格で一人入つても、法律上全会一致のことが保障されていないから……、それは仰せの通りでござりますが、これまでの経験からいたしまして、そういう運用をするということを特に申さない場合でも、これまで十年の間は、そういうことを経験して、つまり全会一致的なやり方で運用されていることを経験いたしております。従つて、今後もそれが特に変わるというふうに推察されることは最も感じておりませんので、現在のところ、それに特に懸念は感じております。しかし、そういうようなことが起つた場合にどうするかという御質問に対しては、今直ちにお答えする用意がございませんが、それはただいま御指摘の欠席するより方法がないからで、それをそのまま放つておきことはないと思うております。

○八木幸吉君 学術會議だけの問題ではございませんで、それをそのまま放つておきことはないと思うております。

○説明員(兼重寛九郎君) その点は、今まで意見を申して、申しばなしでは、なかなかこれは具体化いたしませんが、独自の立場でやれば力が弱いか。論を出したのは、そういう経験からだと思うのです。このことは、日本行政機構と申しますか、こういうものが現状である限り、やはり即急にそらく戦前の経験から、科学技術行政協議會風なものが必要であるという結論を出しましたが、そのうえで、學術會議を設けるときにも、お

すので、そういうことについて、今のこところこういう科学技術会議ができることがじやまになるよりも、助けになる方が多いであろうという気持ちから、今賛成しているわけでございます。

○理事(千葉信君)　ただいまから休憩に入つて、午後二時三十分ごろ再開いたします。

午後一時二十六分休憩

午後二時五十五分開会

○理事(千葉信君)　それでは委員会を開会いたします。

本日重宗雄三君が辞任されまして、後任として井野頴哉君が選任されました。以上、御報告いたします。

○理事(千葉信君)　休憩前に引き続き、科学技術会議設置法案を議題として質疑を行ないます。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君　官房長にお尋ねをいたしたいと思います。科学技術会議を設置しましたら、文部省の関係、ことにして大学の研究の結果を利用する上において便利である、こういうな先ほどお話をございましたが、その意味を伺いたいのですが、おそらくこの技術会議のメンバーに文部大臣がおいでになるから、そこで文部大臣を通じて大学の研究結果が利用されるから便利だ、こういう意味じやないかと思うのですが、さうでございますか。

○政府委員(原田久君)　科学技術会議設置法案によりますと、大蔵大臣、文部大臣、経済企画庁長官、科学技術庁長官がそれぞれ議員として参加しておられますから、従いまして、ただいまの御質問のように、大学の研究に関する

臣からいろいろな御意見の御発表があり、またそれを中心として関係閣僚、それから学識経験者の議員の方のいろいろ御審議が行われるかと思うのでござります。その御審議の結果につきましては、科学技術会議は総理府の長官である総理大臣の諮問機関でございまして、その意見が総理大臣に向って答申されると、こういうふうに期待しております。それは総理府の長官としての総理大臣に対する答申でございまして、次の段階といたしまして、これを内閣において検討される、いわゆる閣議の段階における御検討を経て行政に移される、そういう期待は持っております。従いまして、大学の研究の問題につきましては、その場を通じて反映せられるというふうに期待いたしております次第でございます。

○矢嶋三義君　文部大臣に簡単に伺います。大学の学問の研究はもろんのこと、一般に学問、学術の研究は民主的であり、自由であり、公開である、この三原則を堅持すべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(橋本龍伍君)　さように心得ております。

○八木幸吉君　現在の科学技術庁設置要綱の任務並びに権限の三には大学における研究は除かれる、こういうことがきまつておることは御承知の通りであります。が、そういたしますと、防衛庁の研究所の研究と、科学技術庁との関係は現在どうなつておりますか。

○政府委員(鈴江慶平君)　科学技術庁におきましては、大学の研究関係は除かれておりますけれども、それ以外の研究については、調整をいたす権限がござります。防衛庁の研究いたしまする衛生庁の施策につきましては、やはり調整を行なつてあるわけであります。

○矢嶋三義君　文部大臣に簡単に伺います。大学の学問の研究はもろんのこと、一般に学問、学術の研究は民主的であり、自由であり、公開である、この三原則を堅持すべきだと思うのですが、いかがでしようか。

○國務大臣(橋本龍伍君)　さように心得ております。

○八木幸吉君　現在の科学技術会議の専門家も入った場において、高度の観点から検討をされる場の広さと申しますか、その観点から申しますと、やはり科学技術会議のような学術の専門家も入った場において、高度の観点から検討をされる場のあることが、一そく科学技術会議設置法を置くゆえんがあろうかと存じておるのであります。

議を拝見いたしますと、従来大学は除かれおりました科学技術審議会を廃止して、それを包括することになります。そうして総合調整等をやることになるわけであります。しかもその事務局は科学技術庁の、改称されるであろう計画局の所管となって参るわけです。こうなりますと、文部省所管の科学技術関係が、ややもすれば科学技術庁の方針に引きずられるようになつて参るのはないか。大まかに見て、文部省は何といつても大学を控えて、学問、学術の研究をやっておりますから、基礎的なものを非常に重く見て、そちらの方から手をつけて参ると思うのです、一般には、ところが科学技術庁になりますと、どうしても科学の速成、応用面に走りがちである。産業界の要望等もあって走りがちである。そこで、議員さんは文部大臣が入つておるわけですが、この法の成立後において、いささかの懸念もないのかどうか、議員の一人として文部大臣が入るわけですが、どういう運用を心がけておられるのか、この点を聞きたいと思う。それとあわせて聞きたいことは、この三十三年九月十六日の閣議了解では、科学技術会議においては、関係行政機関の専管に属する事項のみは対象としない、専管のものは対象としないといふのですから、この原則からいきますと、科学技術会議の事務、庶務を担当するのは、科学技術庁というような一つの省庁の事務局が扱うと

うものができると、そのプロパーの事務局ができて総合調整という立場から運ばれるべきではないか、私はこう思う。ところが実際は、今度科学技術庁設置法の改正を見ますと、科学技術庁の計画局でこれを扱うといふことになりますと、私はどうしてもここで、うつかりするというと、基礎をおろそかにして應用方面に走り、しかもいすれの国でもそうありますが、軍事科学がどうしても優先して、牽引力となつて参りまして、そちらの方に片寄っていくおそれがあるのでないか。特にわが国は科学技術の振興といふものが強く要請されておると同時に、国家財政が貧困でありますから、科学技術振興関係の予算を編成する場合に、その予算面から一般学問等の研究がそういうある特殊な科学技術の研究の方に、さらに極端に言うならば、午前中もちょっと触れたのですが、ロケット兵器とかそういう火急な——今の政府の立場で考えられれば火急な、そういう方面に予算的に研究が引っぱられていくのではないか、そこに日本の学者の学問研究の自由というものが制約される、予算はひもつきになるおそれがある、これは決して私は杞憂でないと思う。どういうふうに文部大臣はこれをお考えになつておられるか。もしこの科学技術会議が発足した場合に、文部大臣としてどういう運用に心がけるつもりか、その点承わっておきたいと思います。

れから両大臣に伺いたい点は、昨年十一月ごろでしたか、前の三木長官が理科教育の規定から立て直さなくちゃならぬ、従つて、理科教育の内容についても云々という、あたかも科学技術庁の長官が、この科学技術会議において、義務制の学校段階における理科教育の内容まで議せられるのかと私は印象を受けるような発言をされたことなどが、この中に含ませる考え方のかどうなのか、これは学校教育の問題でありますから、これは学校教育の問題でありますから、これは学校教育の問題でありますから、これが、この点について、科学技術会議と文部大臣の意見を承わっておきたいと思います。と同時に、まあ文部大臣の所管にもこの原子力研究関係があるわけですが、原子力関係は、原子力委員会が委員長のもとにこれを取り扱っている限りは、この原子力委員会と科学技術会議の分担が不明確で、ダブリ、混線するのではないか、かようにも思うのですが、その点はどうなつてゐるか、以上の点について、両大臣からお答え願います。

それから学校教育の問題についてお話をありましたが、この点につきしても、これは文部大臣ともよく協議をお答え申し上げたいと思っております。

○國務大臣(橋本龍伍君) 理科教育問題等に關しましては、これはもうお部省の方で所要の審議会等にお諮りしながら考えていく筋のものであると思います。ただ、何と申しますか、実験というようなもの、あるいは観察いうような面について、子供のころから日本人はあまりなれおりませんら、そういう面をなるべくならしらいたいといったような要望みたいものは、自然こういうものを議論している間に出てくるかと思ひますけれども、これは直接理科教育の内容の問題というものは、ほんとうにやはり文部省が真剣に考えて参るべきものであまして、この科学技術会議におきまる議論というものは、そういうところでは私は及ばない筋のものだと考てております。

議並びに日本の大学の教授の方々、こういう方々に全面的に満足していない。今の政府与党の方々が、学術会議と大學の教授団の意向というものをある程度無視し、チェックする私は魂胆が底にある、私はこれは否定できない。具体的に言うならば、たとえば今の再軍備を指向しているあなた方が、この科学の点について兵器の研究を相当徹底的にやろうとしても、平和利用平和利用という、日本の学者がなかなか協力しない、こういうことはよくあなたの陣営の人が口にするところです。

従つて、私は当面具体的なあなたの方の要求として強く出でてきているのはロケット関係だと思う、ロケット兵器関係だと見ている。うそかうそでないかは三、四年たてばわかると思うのですが、そういう点に平和々々というて学術会議や大学の教授連中がどうも協力しない、だからそれをある程度チェックして、一つのあなた方の政策のもとに予算の裏づけ等をもつて進めていくためには、こういう会議というものが必要だ、意識するとしないとにかくらず、これが一部にひそんでいると、私はそう見ております。そこに非常に危険を感じるわけでありますから、この会議が発足後においては、私の今申し上げたことが杞憂に終るよう配慮願いたい、こういう意見と希望を矢島に持つておるということをお含みおきいただきたい、これは申し上げるだけでございます。

○政府委員(鈴江康平君) 原子力委員会の関係についてお答えを申し上げますが、原子力委員会は、御承知のよう

に原子力の平和利用に関する政策の問題とかあるいはこれに関する各省

の行政の総合調整といった問題について審議をいたします機関でござります。従いまして、原子力委員会は、原

子力プロパーの問題につきまして審議をいたしますわけですが、し

かし一面、科学技術の全分野にわたりまして原子力をいかに発展させるか、

つまり原子力と他の科学技術の行政との調整というものが別に起るわけでござります。その他の科学技術の分野の所掌事務でございませんので、これは

科学技術会議の問題になつてゐるわけ

でござります。従いまして、原子力委員会の方で、たとえばある一つの原子力利用の方の見地からの意見が出来まして、それは同じく総理大臣に答申がい

て、それはそれで、たとえばある一つの原子力利用の方の見地からも反対することになる

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。その理由は、先ほど質疑の段階

でも若干意見を申し述べておきました

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○山本利義君 私は自由民主党を代表しまして、附帯決議案を含めた本案に

賛成いたします。

科学技術の振興といふことが必要であります。それと同時に、科学技術の問題でござりますれば、そこで意見の食い違いがあつたならばどうかということでございます。

場合には、科学技術会議にあらためて意見を問うことになると思います。そ

の間、しかばは意見の食い違いがある

とき、どうかといふことによって、ある面は非常に水

面あるいは実用面に参りますと、

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

附帯決議案

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

以上であります。

それで、ただいま提出いたしました附帯決議案を含めて、御意見のおあ

りの方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。その理由は、先ほど質疑の段階

でも若干意見を申し述べておきました

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○山本利義君 私は自由民主党を代表しまして、附帯決議案を含めた本案に

賛成いたします。

科学技術の振興といふことが必要であります。それと同時に、科学技術の問題でござりますれば、そこで意見の食い違いがあつたならばどうかといふことによって、ある面は非常に水

面あるいは実用面に参りますと、

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

附帯決議案

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

以上であります。

それで、ただいま提出いたしました附帯決議案を含めて、御意見のおあ

りの方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。その理由は、先ほど質疑の段階

でも若干意見を申し述べておきました

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○山本利義君 私は自由民主党を代表しまして、附帯決議案を含めた本案に

賛成いたします。

科学技術の振興といふことが必要であります。それと同時に、科学技術の問題でござりますれば、そこで意見の食い違いがあつたならばどうかといふことによって、ある面は非常に水

面あるいは実用面に参りますと、

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

附帯決議案

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

以上であります。

それで、ただいま提出いたしました附帯決議案を含めて、御意見のおあ

りの方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。その理由は、先ほど質疑の段階

でも若干意見を申し述べておきました

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○山本利義君 私は自由民主党を代表しまして、附帯決議案を含めた本案に

賛成いたします。

科学技術の振興といふことが必要であります。それと同時に、科学技術の問題でござりますれば、そこで意見の食い違いがあつたならばどうかといふことによって、ある面は非常に水

面あるいは実用面に参りますと、

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

以上であります。

それで、ただいま提出いたしました附帯決議案を含めて、御意見のおあ

りの方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。その理由は、先ほど質疑の段階

でも若干意見を申し述べておきました

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○山本利義君 私は自由民主党を代表しまして、附帯決議案を含めた本案に

賛成いたします。

科学技術の振興といふことが必要であります。それと同時に、科学技術の問題でござりますれば、そこで意見の食い違いがあつたならばどうかといふことによって、ある面は非常に水

面あるいは実用面に参りますと、

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

以上であります。

それで、ただいま提出いたしました附帯決議案を含めて、御意見のおあ

りの方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。その理由は、先ほど質疑の段階

でも若干意見を申し述べておきました

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○山本利義君 私は自由民主党を代表しまして、附帯決議案を含めた本案に

賛成いたします。

科学技術の振興といふことが必要であります。それと同時に、科学技術の問題でござりますれば、そこで意見の食い違いがあつたならばどうかといふことによって、ある面は非常に水

面あるいは実用面に参りますと、

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

以上であります。

それで、ただいま提出いたしました附帯決議案を含めて、御意見のおあ

りの方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。その理由は、先ほど質疑の段階

でも若干意見を申し述べておきました

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○山本利義君 私は自由民主党を代表しまして、附帯決議案を含めた本案に

賛成いたします。

科学技術の振興といふことが必要であります。それと同時に、科学技術の問題でござりますれば、そこで意見の食い違いがあつたならばどうかといふことによって、ある面は非常に水

面あるいは実用面に参りますと、

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

以上であります。

それで、ただいま提出いたしました附帯決議案を含めて、御意見のおあ

りの方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。その理由は、先ほど質疑の段階

でも若干意見を申し述べておきました

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○山本利義君 私は自由民主党を代表しまして、附帯決議案を含めた本案に

賛成いたします。

科学技術の振興といふことが必要であります。それと同時に、科学技術の問題でござりますれば、そこで意見の食い違いがあつたならばどうかといふことによって、ある面は非常に水

面あるいは実用面に参りますと、

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

以上であります。

それで、ただいま提出いたしました附帯決議案を含めて、御意見のおあ

りの方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。その理由は、先ほど質疑の段階

でも若干意見を申し述べておきました

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○山本利義君 私は自由民主党を代表しまして、附帯決議案を含めた本案に

賛成いたします。

科学技術の振興といふことが必要であります。それと同時に、科学技術の問題でござりますれば、そこで意見の食い違いがあつたならばどうかといふことによって、ある面は非常に水

面あるいは実用面に参りますと、

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

以上であります。

それで、ただいま提出いたしました附帯決議案を含めて、御意見のおあ

りの方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。その理由は、先ほど質疑の段階

でも若干意見を申し述べておきました

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○山本利義君 私は自由民主党を代表しまして、附帯決議案を含めた本案に

賛成いたします。

科学技術の振興といふことが必要であります。それと同時に、科学技術の問題でござりますれば、そこで意見の食い違いがあつたならばどうかといふことによって、ある面は非常に水

面あるいは実用面に参りますと、

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

以上であります。

それで、ただいま提出いたしました附帯決議案を含めて、御意見のおあ

りの方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。その理由は、先ほど質疑の段階

でも若干意見を申し述べておきました

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○山本利義君 私は自由民主党を代表しまして、附帯決議案を含めた本案に

賛成いたします。

科学技術の振興といふことが必要であります。それと同時に、科学技術の問題でござりますれば、そこで意見の食い違いがあつたならばどうかといふことによって、ある面は非常に水

面あるいは実用面に参りますと、

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

以上であります。

それで、ただいま提出いたしました附帯決議案を含めて、御意見のおあ

りの方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。その理由は、先ほど質疑の段階

でも若干意見を申し述べておきました

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○山本利義君 私は自由民主党を代表しまして、附帯決議案を含めた本案に

賛成いたします。

科学技術の振興といふことが必要であります。それと同時に、科学技術の問題でござりますれば、そこで意見の食い違いがあつたならばどうかといふことによって、ある面は非常に水

面あるいは実用面に参りますと、

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

以上であります。

それで、ただいま提出いたしました附帯決議案を含めて、御意見のおあ

りの方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。その理由は、先ほど質疑の段階

でも若干意見を申し述べておきました

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○山本利義君 私は自由民主党を代表しまして、附帯決議案を含めた本案に

賛成いたします。

科学技術の振興といふことが必要であります。それと同時に、科学技術の問題でござりますれば、そこで意見の食い違いがあつたならばどうかといふことによって、ある面は非常に水

面あるいは実用面に参りますと、

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

以上であります。

それで、ただいま提出いたしました附帯決議案を含めて、御意見のおあ

りの方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。その理由は、先ほど質疑の段階

でも若干意見を申し述べておきました

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○山本利義君 私は自由民主党を代表しまして、附帯決議案を含めた本案に

賛成いたします。

科学技術の振興といふことが必要であります。それと同時に、科学技術の問題でござりますれば、そこで意見の食い違いがあつたならばどうかといふことによって、ある面は非常に水

面あるいは実用面に参りますと、

科学技术会議の運営に当つては、

一、基礎研究を重視すること。

二、学問研究の自由を確保すること。

以上であります。

それで、ただいま提出いたしました附帯決議案を含めて、御意見のおあ

りの方は順次御発言を願います。

○八木幸吉君 私は本案に反対であります。その理由は、先ほど質疑の段階

でも若干意見を申し述べておきました

ので、きわめて簡単に申し上げます。

○山本利義君 私は自由民主党を代表しまして、附帯決議案を含めた本案に

賛成いたします。

科学技術の振興といふことが必要であります。それと同時に、科学技術の問題でござりますれば、そこで意見の食い違いがあつたならばどうかといふことによって、ある面は非常に水

面ある

諮問機関の長に大臣が就任するあるいは総理大臣がその責任者となり、その諮問機関が総理大臣に答申するというような、こういう形態の諮問機関といふものは好ましくないという見解を持つておりますので、運用に当つては特に配慮をしていただきたい。

なお、次に申し上げたい点は、日本の科学技術を推進していくに当つての知能的中枢の役を勤むべきは、何といつても日本学術会議でなければならぬ。最近政府が日本学術会議の意向を軽視する傾向にあることは非常に違憊だと考えます。今後も日本学術会議の運用に当つては、予算面等あらゆるの意向、結論といふものを十分尊重する立場において、科学技術会議を運用すべきである。その意味において科学技術会議と日本学術会議との間の連絡機関といふものは、しかるべきものを設置していただきたい。また設置すべきである。かように考へるわけです。そういたしますと、先ほど附帯決議にありましたように、学問研究の自由は保持され、また基礎研究が軽視されるというような事態が起らずに、附帯決議の線に沿い得るものと私どもは考へている。

次に特に指摘しておきたい点は、いざれの国でもそうありますから、科学技術の開発研究に当つて、平和利用、東西を問わず、これが軍事と結合しない場合といふものはきわめてまれであります。そうしておおむねそのときの世界の情勢にもよりますが、軍事科学

といふものがどうしても優先するべきがある。そういう意味において、あくまでもこの法を運用するに当つては、十条に秘密を守るということもあれば、十一条に秘密を守るということもありますけれども、研究の民主的であることは、この科学技術会議の提案理三原則を守り、いやしくも軍事科学会議を守り、いかに運用があってはならないことは、この科学技術会議の運用がござることは、この科学技術会議の運用がござります。

なお、この法案においては、人文科学を除くとなつておりますが、これはいろいろの運用面もあり、人文科学は他の面でやるといふ考え方でかのように条文にうたつたと思ひますけれども、自然の使命が十分果されるようには政府は便宜を与えるとともに、日本学術会議の意向、結論といふものを十分尊重する立場において、科学技術会議を運用すべきである。その意味において科学技術会議と日本学術会議との間の連絡機関といふものは、しかるべきものを設置していただきたい。また設置すべきである。かように考へるわけです。そういたしますと、先ほど附帯決議に

ありましたように、学問研究の自由は保持され、また基礎研究が軽視されるというような事態が起らずに、附帯決議の線に沿い得るものと私どもは考へている。

次に特に指摘しておきたい点は、いざれの国でもそうありますから、科学技術の開発研究に当つて、平和利用、東西を問わず、これが軍事と結合しない場合といふものはきわめてまれであります。そうしておおむねそのときの世界の情勢にもよりますが、軍事科学

は、質疑の段階でも指摘したわけです

が、事務局の設置、運用に当つては、科学技術会議の独走にならないように、

は、十条に秘密を守るということもあれば、十一条に秘密を守るということでもあります。

さて、この法を運用するに当つては、十一条に秘密を守るということもあります。

しかし、ここ十カ年あるいは十五カ年の長期にして広大なる、遠大なる国策

としての政策を打ち立てて、そうして

科学技術の振興をはかるように、そう

いう大きな点に科学技術会議は配慮していただきたい。こういう点を特に要望し、以上、日本社会党の賛成する理由を申し上げて、賛成の討論をいたしたいと思います。

○田村文吉君 緑風会を代表いたしまして、附帯決議案を含めて、本案に賛成いたします。ただし、先刻も

八木委員からお話しがありましたが、指摘しておきたい点は、議員の議長以外から選ぶことになつておるわけありますが、かりそめにも

こういう三人を、よく政府がやるよう

に、落選議員の救済機関に使うような

とかといふようなものは、あってもな

くともいいようなものだと言つては悪

いのですが、そういうようなものは、

とうに適格者を選任すべきである。あ

えてなぜこういふことを申します。

まず第一に、当初政府から提案され

たものには、政黨の役員等は任命する

ことはできないという条文があつたの

ことは、特に日本社会党の立場としてそ

ういうことを申し上げておきます。

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

○理事(千葉信君) 本件は、多數をもつて原案通り可決することに賛成の方の拳手を願います。

○理事(千葉信君) 「賛成者拳手」

○理事(千葉信君) 多数と認めます。

よつて本案は、多數をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○理事(千葉信君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

憲法調査会会長、武岡憲法調査会事務局長、鈴木官房副長官が出席されております。

○説明員(高柳賢三君) 会の運営につきましては、全く自主的に運営いたしておりまして、あるいは内閣とかその他からの制約というものを受けたことは一へんもございません。

推察するに、日本国憲法のどういう点が問題である、改正をしたい、で改正するのはいかようには改訂したらよろしいか、こういう角度で御研究をされると、おるようには私は推察するわけですが、いかがでござりますか。

で、日本国憲法制定の経過について検討をいたし、それから十一回から二十二回まで日本国憲法運用の実際について、そして裁判の関係が六回、国会の関係が六回、行政運営の関係がまだ始めたばかりで一回、こういうふうに運営しております。それから憲法制定の経過に関する小委員会というものができましたして、三十二年の十二月十八日に設置されまして、三十三年の一月から現在まで十六回ほど開催いたしております。それからさうに委員会といいうものが三つできまして、第一委員会は国民の権利義務及び司法に関する事項、これが所管事項になつておりますが、委員長は前の最高裁判所の裁判官の喜野毅君がなつております。第二委員会は国民の権利義務及び司法に関する事項、これを所管事項としておりますが、委員長は坂千秋君がなつております。それから第三委員会は、所管事項は前文、天皇、戦争放棄、改正及び最高法規に関する事項、委員長は高田元三郎委員長がなつております。これらの委員会は、所管事項につきまして総会から付託を受けた調査、審議を行ふと、いふとになつております。さらに地方の公聴会というものを行なつておりまして、三十三年十一月から現在まで五回、大阪と金沢と名古屋と仙台と福岡で開催いたしました。近く高松、広島で開く予定になつております。会の運営方針は運営委員会で一応きめまして、さらに総会に譲つて決定するということになつております。これが三十三年の八月から現在まで十三年から十二月まで欧米に派遣するとい

よくなことをやつております。ちょつと言ひ漏らしましたが、運営委員会の委員は会長、副会長、それから運営委員は衆議院から稻葉修君、古井亮實さん、それから中村梅吉さん、それから参議院から村上義一さん、それから先ほどまで木暮武太夫さんがなつておられましたが、これは参議院の予算委員長に就任のために、委員たるの資格を失なつたのであります。

それから学識経験者委員としては、大西邦敏君、それから坂千秋君、高田元三郎君、細川隆元君、それから蟻山政道君、これだけが運営委員として運営の方針をきめることになつております。

さらにこの委員会の委員長眞野毅君と坂千秋君と高田元三郎君は、ことによつて真野君は運営委員に入つてないのですが、運営委員会に御出席願つて、御相談にあづかることにいたしております。

そして憲法の調査研究につきましては、先ほど申しましたように憲法の制定の過程、これは日本の制定の過程は非常に複雑な過程を経て成立したのであります。これにつきましては、とにかく憲法調査会で十分に後世のために正確な記録を残していくということは意味があるんじゃないかという意味で、第一に制定過程の問題を取り上げたのであります。しかし、制定過程の問題が一番大切な問題であるという御意見も委員の中にはあります。また、日本の政治、運営されておるか。で、日本の政治、運営され、非常に広い範囲にわたつて、社会、非常に広い範囲にわたつて、

て、新しい憲法というものは、いわば社会革命を起しておる。で、それらがどういう波紋を描いておるか。そしてそれと同時に、今の運営のやり方とあるところの民主主義というものを育てるような仕方で運営されておるが、あるいはこれを破壊するような方法で運営されておるか。そういうような見地から、現実の日本の政治、経済社会というものを検討していく。こういうのが一番大切な点であつて、それらの運営に照して、最後に、現在の日本憲法のテキストに修正を加える必要があるのかないのかということを考える。日本の民主主義を育てていく上において、憲法の運用、このテキストまで手を入れる必要があるのかないのかという点を、最後の段階においては検討するようになると思ひます。

第一と第二はすでに総会で決定されおりまして、やつておるのであります。第三の点はおそらくそうなるのだろう。まだ決定はしておりませんけれども、そういう見通しであります。

○矢嶋三義君 会長は、憲法調査会法の国会に提案された場合の提案理由ですね、これは議員立法であります。筆頭提案者は岸信介君。この議員提案の提案理由並びに本会議でこれが成立した場合の委員長報告ですね、こういうのを読んでいらっしゃいますか、どうですか。

○説明員(高柳賢二君) 一応読んでおります。しかし私自身の考えでは、この憲法調査会ができるに至った経緯、歴史的背景というものを離れて、全くことをすることを命じておるのかと

することを忠実に行う。私の理解すると
ころによりますと、いろいろ日本の憲
法改正問題というのは、第九条をめ
ぐって政黨的な闘争があつて、社会党
の反対、成立に対する反対というもの
がありまして、そして成立した、こう
いう経緯が背景にあるのであります。
しかしながら、憲法調査会といふの
は、そういうことを検討するのが目的
ではなく、もう少し広範な範囲にわ
たつて、日本に築き上げられた民主主
義といふものが健全に育成されるよう
なふうに動いているかどうかという点
が一番大切な問題だと思います。御承
知のように民主主義は非常にむずかし
い、国家の運営のやり方、非常に精緻
ないいろいろな部分があつて、そしてよ
ほど上手に運営しないといふと、民主
主義自体が破壊され、結局独裁主義
に移っていく、あるいは右翼独裁にな
るか左翼独裁になるか、これは世界の
從来の経験の上から、憲法にどう書い
てあらうが、運用を間違えばこれは民
主主義それ自体が破れちやう、そういう
歴史的経験は、これまでもずいぶん
ござります。そういうようなわけでござ
いまして、現在われわれがやってお
りますどういふうに動かされている
のだろうという点、これが非常に大切
な点ではないかと、こういうふうに考
えております。

るわけですね、それを集約したもののが委員長報告として本会議でなされて、これが可決され、そして採決をされて、これが可決され、公表施行される、かようになつているわけですから、その法律に基いて調査会長に就任されて、調査会を運営していくかれる会長とされは、当然その提案理由、さらに審議過程における提案者の答弁、それから本案が立法府において採決されるに当つて報告された委員長の報告といふものは十分尊重して、それに即応して法の運用はなさるべきものだと、かように私は考えますので、そういう点、お認めになられべきものだと、かのように私は考えますかどうかということをお伺いしているわけです。

○説明員(高柳賢三君) これは提案の理由、あるいは議会におけるいろいろな意見の発表、そういうようなことは一應は見ておりませんけれども、法の解釈というものは、提案者の意見を離れて、法それ自体の精神といふものにこいつを運営しなければならぬ、われわれに要求しているのか、われわれは押見しておりますが、しかしながら、それよりも大切なのは、法が何をよつてこれを運営するに当つては、法の運用状況を客観的に研究する

理由、あるいは議会におけるいろいろな意見の発表、そういうようなことは一應は見ておりませんけれども、法の解釈というものは、提案者の意見を離れて、法それ自体の精神といふものにこいつを運営しなければならぬ、われわれに要求しているのか、われわれは押見しておりますが、しかしながら、それよりも大切なのは、法が何をよつてこれを運営するに当つては、法の運用状況を客観的に研究する

か、あなたが申されるように、平和主義、民主主義という立場で運用するに当つて支障はないかどうか、この実際の法の運用状況を客観的に研究するといふことが一番大切だと思うのです。そういう立場から考える場合ですね、この十日月十六日から約七十日間にわたつて歐米を視察されておりますが、まあアメリカへ行かれた点はちょっとあとに残ります。欧洲各国をずっと回られておられます、それはどういう目的で行かれられたのか、私は理解しかねるわけですね。それで、私はこの点を明確に、納得できるように御説明いただきたいと思います。

○説明員(高柳賢三君) 欧州に行く前に、実はアジア・アフリカ法律諮問委員会というのがカイロでもって開かれました。そこで、二週間ほど会議に出席いたしましたが、これは去年はニューデリー、ことしはカイロ、こういうことで、これは私が一ヶ月一人ずつ法律家を指名して、それが委員会を作つてやる会なので、各國から諸問された事項に答えるという会なのですが、これに二週間ほど前からこの約束がまして、これをだれが提案したとかといふことは背後にかくれちやつて、法ができた以上は、法の精神に基いて最も妥当なる運営方法を行う、これが法の解釈としては正しいのじやないかと、こういうふうに考えておりま

る、こういうのが憲法調査会法の精神である、こういうふうに理解しておりますが、それが大いに理解しておらず、これが法の解釈としては正しいのじやないかと、こういうふうに考えておりま

す。○矢嶋三義君 質問を続けます。確かにあなたがお答えになりますように、憲法調査会は法の改正を目的とするものではない、あらゆる角度から憲法そのものを調査審議するのだ、かようにおいて採決されるに当つて報告された委員長の報告といふものは十分尊重して、それに即応して法の運用はなさるべきものだと、かように私は考えますので、その点、会長のお答えになる通りであります。そしてさ

る点があつたら参考にとつておこなう、こういうことがあるかと思うのですが、これはあともつてまた御質問があると思ひますが、調査ということが主たる憲法の運用がどうだという点の究明をするのではなく、あらゆる角度から憲法そのものを調査審議するのだ、かようにおいて採決されるに当つて報告された委員長の報告といふものは十分尊重して、それに即応して法の運用はなさるべきものだと、かように私は考えますので、その点、会長のお答えになる通りであります。そしてさ

る点があつたら参考にとつておこなう、こういうことがあるかと思うのですが、これはあともつてまた御質問があると思ひますが、調査ということが主たる憲法の運用がどうだという点の究明をするのではなく、あらゆる角度から憲法そのものを調査審議するのだ、かようにおいて採決されるに当つて報告された委員長の報告といふものは十分尊重して、それに即応して法の運用はなさるべきものだと、かように私は考えますので、その点、会長のお答えになる通りであります。そしてさ

る点があつたら参考にとつておこなう、こういうことがあるかと思うのですが、これはあともつてまた御質問があると思ひますが、調査ということが主たる憲法の運用がどうだという点の究明をするのではなく、あらゆる角度から憲法そのものを調査審議するのだ、かようにおいて採決されるに当つて報告された委員長の報告といふものは十分尊重して、それに即応して法の運用はなさるべきものだと、かように私は考えますので、その点、会長のお答えになる通りであります。そしてさ

専門で、責任をもって取つ組んでおられる会長さんのような方がお行きになるのはいいのであって、今後また五百円あるが、この金で政治家がほかの視察とあわせて行かれるようなことは容赦できない。この点は、あなたた
が、一応私の意見を申し上げて、次に
移ります。

の経過を明確にするためにおいては、なつた、こういうことだと思ふんですね。これは私一つの目的があると思うんですね。そこで私伺いますが、この経過は、日本人の自由意思がある程度制約され、平たい言葉で言えば、押しつけられてそうして憲法ができたという、そういう経過がわかつた場合と、いやそんな押しつけというものは、なかつたんだ、こういう経過が現われた場合とによって、今の日本国憲法を改正するとかしないとかいう問題と関連がありますか、ありませんか、どうですか。

○説明員(高柳賢三君) そういういわゆる押しつけられた憲法であるから改正しなければならぬというふうに考へている人もある。それから押しつけられようが、押しつけられまいが、内容がよければいいじゃないか、こういう考え方の人もある。私自身の考へ方は、憲法を改正するとかしないとかいうような問題とは関連性がない。そういうふうにわれわれは考えておりまます。ただ、この日本国憲法というものができたのは、御承知のように、アメリカ人と日本人とが協力してああいうものが成立したということは否定できないのである。そこで、まあ占領下

においてボツダム宣言に沿うような法を作るということが、日本に課せられた義務である。そこで、先ほど申一されましたようになるべく将来の日のために正確な記録を残す。この制定係した人も、相当な年配の人がおりましたから、だんだんとなくなってしまふうに考へ、どういうふうにまつたかということは、大体日本では、日本側あるいは政府の人がどううかる。しかしながら、問題はアメリカ人がどういう考え方であります。それでは、アメリカに参りましたのは、日本で調べてどうしてもわからない、文言を聞くこともわからぬ、それから参考書で、アメリカに参りましたのは、日本で調べてどうしてもわからない、文言を聞くことを聞いてもわからない、そういうことを調べるのと、もう一つは、アメリカ人がどういうつもりで、アメリカがどう行動をしたのか、国務省はどういう考え方であったのか、司令部はどういう考え方であったのか、そういうことを日本では調査できない、そういう問題を向うへ行って調査するという意で行つたのでありますし、これは憲法改正の問題には、私の考へでは、直に、この抑圧され、制約され、押ります。

つけられてできた拂しつけ憲法である。だからこれを再検討しなければならぬということが、提案理由に非常に強調されたという事実、それから当時の担当吉野國務大臣が、委員の質問に對して答弁しておりますが、その中に、第一は占領軍の制約下においてこの憲法はできたという点を調査する。第二点においては、日本国の国情に沿うか沿わないかという点を調査するのが目的である。特に、特にです、政府としては第一点に重きを置く。占領軍の制約下にこれが押しつけられた憲法としてできたという点に特に重点を置いて調査する考え方であるということをはつきりと国会の速記録に、当時の吉野國務大臣が残されておりますが、これはあなたの承知しておられますか。

歩きをして、運用について拡大あるいは過小運用されるという場合は、これは最高裁判所の決定によつていろいろあると思うので……。しかし、国会で審議をされる過程に、提案者の提案の理由が法律の少くとも大半の精神であるというふうに私どもは考えて、それに対して賛否の意見があり、賛成し、反対をする。これは立法院としての法律制定までのわれわれの努力なわけなんであります。ところが、あなたの今のお説明でいきますと、法律は、できてしまうと、作られたときはどんなことを言つていたか、わしは知らぬ、作られた法律の文面だけを見て、あなたの解釈でこうだと思うと、それに従つて仕事をするのだというまあ答弁なんですが、それはどうもいささか私たちとしてはふに落ちかねるのですが、もう少し具体的に説明していただきたいと思う。

やはり法律ができた以上は、その法律にもいかない、それありますから、うふうに具体的にするかは、政府の、内閣の意向によるのじやない、これは解釈する、そうしてその運営をどういって守っていく、そうしてそれに基いて調査会が自主的に運営する、こういうふうになつておるのであります。提案理由というものは、その法律を運用する人を拘束するといふうには、われわれは考えておらないのであります。そういう意味で、私は自主的な運営という意味で、私の考えているようになります。

○矢嶋三義君 その点は私もかつて法律の専門家から聞かされたことがあるのです。私たちしらうと考えでは、私も横川委員も同じ氣持なんです。しかし、純法律的に解釈すれば、今先生が述べられたようなこともあるということを私聞いたこともありますし、また一部うなづけないことではない。しかし、それはあくまでも限度のあることと、良識ということがなければならぬと私は思つ。

それで、それと関連して具体的に伺いますが、たとえばはつきりした一つの例をとりますよ、あなたの報告とも関連してきますから。憲法九条ですね、こういう憲法九条の解釈は、Aの時代の内閣と、Bの時代の内閣、そういう場合によつて變つてよろしいものか、よろしくないものか、あなたの御見解を承わりたいと思います。

○説明員(高柳賢三君) これは政府がどういうふうに解釈するかというふうな問題もありますが、たとえば裁判所

が解釈するという場合もあります。政府が解釈する場合に、いろいろいわゆる事情変更によって解釈が變つてくるというのは、法律の解釈の常道であります。まして、法律は抽象的にあるのではなくして、具体的な生活と結びついてあるものである。であるから、法の解釈は時代順應性というものが一つの要素になつておるわけであります。それでありますから、時代が变れば解釈も變つてくるということもあり得るわけであります。

参考にはなるし、歴史的な興味はありますけれども、日本国憲法の解釈ということは、これは日本人がやるべきことで、アメリカ人がやるべきじゃない、こういうふうに考えておられます。

時代になつて、マッカーサーはどう思ふ
おうがこれは勝手です。しかし、その海
れをくむ同じ保守政党の責任者が、自
衛のために戦力を持つて、攻撃のた
めには戦力は持てないが、自衛のため
には戦力を持てるという解釈をされ
憲法を運用されるということは、これ
は法律学者は勝手かもしれないが、國
民の立場から立つた場合には、非常に
私は理解しがたきものがあると思う
ですね。こういう私は法の解釈、運用
といふものはあり得るものかどうか。

的に考へるのは邪道だと、そういうう
うに考へております。従つて、初
マッカーサーがどういうふうに考え
おつたか、これは九条の歴史とい
のが、今度の研究に行きまして非常
複雑多岐で、われわれ驚いたのであ
ります。米国政府は九条のようなもの
入れるなんていうことは考えておら
かつた。幣原さんとマッカーサーが会
て、そこでどつちが言い出したかと
うことは別にして、大きな政策が一
そしてそれは一九四六年の二月にマ

原さんとマッカーサーの会談というのでは、通訳が何も知らない、二人きりの話で三時間も続いた。このときにはどうも高等政策についての話し合いがあつたか、これはわからない。いろいろな資料がさらに最近出てきて、あれは幣原さんが立案したのだ、その理由は、幣原さんは日本の天皇制というものを維持するということに最大の関心を持つておった。それには、当時の国際情勢というものは、非常にきつい。天皇制廃止論が非常に強い。そ

この時 V-V₀ = V_b-V₀

○矢嶋三義君　いや私のお伺いした点
だけをお伺いしたい。
○説明員(高柳賢三君)　今まででよろ
しうござりますか。あるいはほかにも
必要なしという意見、これは……。

シアチブをとつてそれを出されて、それでマッカーサーは驚いたと、しみじみして、幣原さんの考えを受け入れて、憲法九条を幣原さんの考えに同調させた。ところが幣原さんは非常に喜んびた表情をしたと、そして憲法九条は自衛

そういう点については、私は平和主義、民主主義にほんとうに法が運用されているかということを検討する癡癡会としても、私は検討さるべきじゃないかと考えるのですが、それらの点について御所見を承わりたいと思

カーサーが民政局の人たちに起草を
じた際、三原則というものを示した
この中の一つが九条であります
の九条の意味というもの、これがマ
カーサーというものが書いたのは、支
那のためにも軍隊は持てないといふ

ここで先生がいろいろ考へて、そうして第九条のような規定を入れなければ、天皇制は吹っ飛んでしまう、こういふことを非常に心配されて、先生は九条を考へついた。あれを憲法に入れるか、いうことが、当時の国際情勢の中でこ

○矢嶋三義君 さらにそれを掘り下げて具体的に伺いますが、例が出たから憲法九条を例にとります。憲法九条の当時のアメリカの関係者の意向を、かれにあなたが確かめた、あれはどういうつもりで憲法九条をああいうふうにうたつたのかと。それでその人が、これはこういうつもりであったと、こういうふうに答えたとしますね。それによつて、今の日本国憲法九条の運用といふものは、今後變るのですか、変らぬのですか。関係ありますか、ありますか。

のためには戦力は持てるのだ、こううようによつたのだということは、ここにあるわけですね。こういうように報告をさしております。

○説明員(高柳賢三君) 憲法調査会の客観的、歴史的に検討するということでありまして、政策の問題には関係がないのです。政策の問題は日本人がきめるべきものであつて、アメリカ人がきとやかく言うべきものじゃない。これはアメリカ人もわれわれの会つたアメリカ人は、憲法を改正するかしないのか、そんなことはわれわれの言うべきところじゃない、これは日本人がきるべきものだと言つておる。でありますから、われわれが向うでもつて調べ

とかはつきり出でる。しかるに事実
当局の法律家がこれを受けて、これ
おかしいというので、自衛のために
いうやつを消してしまって日本政府
渡された司令部案には入っておら
い。それから司令部の法律家は皆こ
はおかしいというので、自衛のため
も軍隊は持てないというのはおかし
というので、日本政府との交渉にお
いて、たびたび文字の改正が行われた
にも非常に柔軟的な態度をとつて日
政府の言うなりになつた。それから
の芦田修正是出たときも、これではほ
うのためには持つことになるのじ

本を守るゆえんだと幣原さんは感じられた、そうして入れた。こういうよもやな証拠も出ております。この歴史的明確性においても、まだ調査会の調査は完全に済んでいるわけじゃないのであります。しかし、それらを總じておきます。しかし、それらを總じて、そうして結論を出すのは、まだすぐというわけじゃない、そういうふうなわけで、客観的研究においては、どこまでも歴史家の立場で検討する、その結果がどうあるとも、それは正しいものは正しい。しかしながら、これと日本の法律の解釈とか、そういう目に本例にとねは

○説明員(高柳賢三君) これはちつともそれによって影響を受くべきものじやないと思ひます。どういふうに考へておったかというような歴史的事実であつて、今後それをどう解釈するということは、これは日本國の主權に属するもので、彼らがどういふうにば、自衛のためといふので戦力といふものを持ち、自衛という名において競争というものが起つた、だからかりに自衛のためといえども戦争はやらないのだ、戦力は持てないので、時^トの吉田總理大臣は速記を御承認を通りに残しておる。そうして今この

た結果が、ある政党には都合が悪い、うなことになつても、ある政党には都合がいいようになつても、そういうことは歴史的研究においては仕方がない、眞実を語るというのがわれわれの立場、歴史的研究の立場でありまして、その結果はどうということを政策

ないかということを、ホイットニーは
ところに、ある委員が行つたところ
が、「それだけつこうなんぢやない
君。君はどう思うね」というような答
答があつた。まあそういうふうなわ
で、九条の成立過程というものは非常
に複雑になつております。それから

ふうな問題とは別個の問題であつて、
解釈あるいは改正するとかしないとい
か、これは日本の国民の完全なる主権
に属するものだというのが私の立場で
あります。

THE

THE

なつたようです。非常に御苦労さまでした。だつたと私思ひますが、この報告をつぶさに二度、三度と読ましていたいたいのですが、これを読んだ結論として、つかんだことは、この憲法調査会法の提案の中にも、さつきお認めになつたように、非常に押しつけ憲法だ、だから独立したのだから日本人みずから手で作らなければならぬ、感情的にまで押しつけ憲法というのが裏面に出てきております、提案理由にも。と思っている國民も相当多数いるわけです。このあなたの報告を熟読しますといふと、あなたがいろいろな人に会つて話を聞いた。それをあなたが客観的に判断した場合に、日本人が押しつけ憲法で押しつけられたのだ、制約されたのだというが、それはあなたがの言葉をもつてするならば、根拠はない、ただ日本人が押しつけられたといふような印象を受けたことは事実であろう、要約するならばこういう報告になつていると思うのですが、そうですね。

からアメリカ政府はボツダム宣言に会致するような憲法の改正を行なうのは、日本側が自發的にやらなければいかぬ。ボツダム宣言は、これは押しつけられた権限が認められているけれども、押しつけるようなことをしてはいかぬ。これは繰り返し繰り返しアメリカ政府の政策として、マッカーサー司令部伝えられておる。マッカーサー司令部もそれに従つて一月の末ごろまでは、そういう日本側の松本委員会の成里会長の政策として、マッカーサー司令部を待つておつた。ところが、松本委員会は、極東委員会、米国政府などの承諾しないような案を持ってきた。ボツダム宣言の趣旨に反するようなものを持つてきたという認定のもとに、しかし、それがといってこの際急いで何とか憲法ができなければ、日本は混乱に陥る、当時の国際情勢のもとで、どうしても急がなきやならないというのでできたマッカーサーの政治的、あるいは憲原・マッカーサーの政治的考慮と、ああいう事柄が起つた、こういうふうに見るのが正しい、われわれの調査結果の範囲内においては正しい。だから抑しつけられたという意味は、たとえげん度であつたとしても含むという意味で、敗戦の結果ボツダム宣言受諾を余儀なくされた、ボツダム宣言は日本の政治機構の改正ということを予定しておる。それは憲法をも含むという意味でありまして、そういう意味で、憲法は結構敗戦の結果押しつけられたのだ、こういうふうに言えればいいえないことはないわけです。しかしながら、具体的にアメリカ政府が押しつけたのだから、あるいは最初からマッカーサー司令部が押しつけるつもりで用意しておつたんだとか、そういうようなことが、あるいは最初からマッカーサー宣

○矢嶋三義君 その点はあなたの今度出張された調査結果の中で、一番眼目をなす点だと思うのですがね。あなたの報告を見ますと、「極東委員会は日本憲法の改正について最高の政策決定権を持っていたが、実際に日本国憲法制定については、ほとんど影響を及ぼしていない。」極東委員会はそう押しつけたのじゃない、さっき申されたようにボツダム宣言の精神に即応するもの自発的に出すことを期待しておったところが、これを出しておれば、アメリカ側は案を提示しなかつたのであります、出さないものだからそれで司令部側としては一つの案を提示したのだ、そういうふうにあなたは述べておられる。そしてその案もアメリカから作って持ってきたものでなくて、日本における司令部でこしらえ上げたもので、それをのまなければ直ちにどうするという脅迫じみたものではなかつたと調査の結果判断される、こういうふうに私は読むのですが、そうじやありませんか。

○説明員(高柳賢三君) 大体そうですね。

○矢嶋三義君 この憲法調査会法の提案者は、さつき申しましたように、今の総理大臣岸さんが筆頭発議者で、保守党から出ているわけですが、そういう方々の提案理由の一一番骨子をなし、また、時の国務大臣吉田さんが答弁された、制約下において押しつけられた憲法であるからこれを再検討する、これに重点を置くという言葉で答弁されているわけですね。その一番根源をな

すものは、どこからそういう考え方を出
てきたかというと、それは一九四六年
二月自由党憲法調査会における松本博士
の口述が非常に影響をしているわけ
ですが、この松本博士の口述に対し
て、あなたの報告を見ますといふと、
明らかに誤謬の点が含まれている。た
とえば国の公用徴収権のような点は明
らかに誤謬であり、非常に専教する自
由主義者、稳健な保守主義者の松本博
士ではあったが、相当感情にとらわれ
て、学者としては相当不用意な発言を
されているように見える、こういうふ
うに報告されておりますが、これは確
認いたしたいと思うのですが、あなたの
の調査結果では、こういう結論が出る
わけですね。

と考えておつたのですが、そこに出た人の証言によつて、どうもそれが間違いだといふに認定した。それから同時につけ加えて申したのは、松本さんとのあのときの口述というのはずつと読んでみて、やはり誤謬がある。先ほど土地国有と書いてあるというのですけれども、読んでみると公用徵收權が書いてあるだけだ。そのほか相当感情的になつてゐる部分が、この新憲法というものは読むのもいやだ、見るのもいやだというような、これはもつともだらうと思う、先生の立場からいえば。しかしそういうのあります、それが非常に影響するということになると、これはいかぬといふの研究においては、それだけの注意をして読んでいたくとすることが必要だ。その中にもいろいろわれわれが知らないことを教えられている点がたくさんあります。しかし、そういう文章であるということを指摘したのであり、調査の結果としては、これをめぼさ出さない、のまねば出すと、こういうふうな松本博士の解釈はどうも間違いた。向うは客観的に当時の國際情勢のいかにきびしいか、まごまごしていれば天皇制が危ないぞ、天皇の身柄も危ないぞ、ということを警戒しておつたのであって、そういう司令部の意思を表明したのじゃないといふのに解釈するのが正しいといふうに、われわれ三人とも一致したわけです。

臣は、岸内閣総理大臣であります。しかも、岸内閣総理大臣は、本法の議員立法の筆頭提案者になつておりますので、私はぜひ御出席願いたいと要望しましたわけですが、総理大臣おみえにならないことは遺憾であります。かわって官房長官がおいでになつたので、官房長官に一応伺つておきます。高柳会長ですが、その報告は、あなたもつとけですが、その報告は、あなたもつとけで御承知だと思います。その一、二の点について私、きょうお伺いしたわけですが、お聞きの通りの御答弁です。

確かに占領下で、若干の精神的その他の制約はあつたでしよう。しかし、そ

の後日本人に伝えられているもの、特に憲法調査会法を発議いたしましたあ

なたの所属する政党の方々は、その提

案理由にも明確に現われているよう

に、また、時の国務大臣の答弁にも明

確にあるように、これは戦争勝利者と

敗北者の関係において制約されて無理

やりに押しつけられたのだ、これをす

ぐのまなければ天皇制を破棄すると迫

られて強迫をされ、そうしてのんだ

ところが、実際においては今のは

責任を持つて報告されると思うのです

が、お聞きの通りです。一体この憲法

が、お聞きの通りです。涙を流して喜ばれた。芦田均さんは前文から読ま

れて涙を流して喜ばれたものですよ。

私はあのとき映画を見たのです。そ

して後にになってこれは押しつけられた

ものなんだからといふのは、会長の報

告を前提とすれば、アメリカ人と日本

人という立場から考へるならば、私は出でると思

う。二ヶ月にわたつて観察したもの

があなたにお伺いしたい点は、まず、こ

の法律案が提案された場合に、岸さん

にかわって答弁した人は、何と答弁し

ておるかというと、反対の立場の人々

も参加をぜひお願いして慎重にこれを

審議していきたい、こういうことをを

言つております。ところが、反対の立場

も参加をぜひお願いして慎重にこれを

申し出しました。ですから、だからそれを審議する審議

上げませんが参加していない。これは

会長自身も非常に運用上満足できな

い、工合の悪い点も私はあろうかと思

うのですが、そういうことも起つてお

る。それから一番大きな理由として

は、少くともあなた方がとられておつ

たような押しつけでなかつたというこ

とは、もうすでにこの調査で明確で

ありますので、いろいろの点で調査を

する必要があると、こう考えまして計

上いたしましておるのでありますけれども、お話をでもありますので、予算

を研究すれば、それでいいと思う。

平和主義に即応して、今の憲法を運用

すべく努力する、幾ら努力しても、工

合が悪い点はどこにあるかということ

です。だから残つた問題は、民主主義、

しのよう憲法調査会の委員に社会党

の方々が入つておりませんことは、ま

ことに遺憾であります。で、去年委員

の更新される時期が来ました場合に

も、高柳会長と諮りまして、ぜひ社会

党からも参加してもらいたいといふこと

で、社会党の書記長まで申し入れた

のであります。で、去年委員

ら、アメリカに行つていただかぬでも、日本におつて手紙をいただいたから、それで航空便でりつぱに届くと思うのですよ。だからこの点については、やはり不用意さがあつたという点は、あなたと申すが、あなたをめぐる事務当局が結局そうだとと思うのですが、不用意さがあつたという点は、私はお認めになられた方がいいのぢやないか。今度また果してどういう運営をするかわからぬが、五百一十万八千円で第二陣が外国に行って、またこういう報道がされたら、国民はわざかに理解をしてくれても口頭でやつてもいい。口頭でやつたら、もつといろいろなことがわかるかというと必ずしもそれほど英語の力もなかなかないであります。一つの誤解というのは、憲法調査会というものが、これは改憲のための調査会である。国内には改憲反対の誤解に基く——というのは二つの誤解氣運もある。それで改憲のためである。それから、従つてこれらの調査団がアメリカに来たのは、改憲に都合のいいような、いろいろ占領施策の欠点とか、押しつけたとか、そういうようないふべききりしている。それから私は、憲法調査会の運用の実際といふものを、ヨーロッパのは無意味である、こういふ一言しておきたいのは、先ほどからそれが日本で騒がれて、これは少しも、それが日本で騒がれたほど向うで重大問題とはわれわれ考えておらなかつた。とにかく四十九問の中の四問だけですから。

それからさらにちよつとつけ加えてお話しであります。改憲の実際といふことは、もとより改憲のための調査でもやるのだといふことは、改憲に都合のいいような、いろいろ占領施策の欠点とか、押しつけたとか、そういうようないふべききりしている。それから私は、憲法調査会というものは、これは改憲のための調査会である。国内には改憲反対の誤解に基く——というのは二つの誤解氣運もある。それで改憲のためである。それから、従つてこれらの調査団がアメリカに来たのは、改憲に都合のいいような、いろいろ占領施策の欠点とか、押しつけたとか、そういうようないふべききりしている。それから私は、憲法調査会の運用の実際といふものを、ヨーロッパのは無意味である、こういふ一言しておきたいのは、先ほどからそれが日本で騒がれて、これは少しも、それが日本で騒がれたほど向うで重大問題とはわれわれ考えておらなかつた。とにかく四十九問の中の四問だけですから。

それからさらにちよつとつけ加えてお話しであります。改憲の実際といふことは、もとより改憲のための調査でもやるのだといふことは、改憲に都合のいいような、いろいろ占領施策の欠点とか、押しつけたとか、そういうようないふべききりしている。それから私は、憲法調査会の運用の実際といふものを、ヨーロッパのは無意味である、こういふ一言しておきたいのは、先ほどからそれが日本で騒がれて、これは少しも、それが日本で騒がれたほど向うで重大問題とはわれわれ考えておらなかつた。とにかく四十九問の中の四問だけですから。

それからさらにちよつとつけ加えてお話しであります。改憲の実際といふことは、もとより改憲のための調査でもやるのだといふことは、改憲に都合のいいような、いろいろ占領施策の欠点とか、押しつけたとか、そういうようないふべききりしている。それから私は、憲法調査会の運用の実際といふものを、ヨーロッパのは無意味である、こういふ一言しておきたいのは、先ほどからそれが日本で騒がれて、これは少しも、それが日本で騒がれたほど向うで重大問題とはわれわれ考えておらなかつた。とにかく四十九問の中の四問だけですから。

それからさらにちよつとつけ加えてお話しであります。改憲の実際といふことは、もとより改憲のための調査でもやるのだといふことは、改憲に都合のいいような、いろいろ占領施策の欠点とか、押しつけたとか、そういうようないふべききりしている。それから私は、憲法調査会の運用の実際といふものを、ヨーロッパのは無意味である、こういふ一言しておきたいのは、先ほどからそれが日本で騒がれて、これは少しも、それが日本で騒がれたほど向うで重大問題とはわれわれ考えておらなかつた。とにかく四十九問の中の四問だけですから。

それからさらにちよつとつけ加えてお話しであります。改憲の実際といふことは、もとより改憲のための調査でもやるのだといふことは、改憲に都合のいいような、いろいろ占領施策の欠点とか、押しつけたとか、そういうようないふべききりしている。それから私は、憲法調査会の運用の実際といふものを、ヨーロッパのは無意味である、こういふ一言しておきたいのは、先ほどからそれが日本で騒がれて、これは少しも、それが日本で騒がれたほど向うで重大問題とはわれわれ考えておらなかつた。とにかく四十九問の中の四問だけですから。

感じがしたわけですが、憲法調査会の内部で、会長、いろいろまでに一つ結論を出すということやろうではありますかというような、そういう運営についての意見が、会長に対して寄せられているのかどうか。また会長自身は、目途というものを持っているのか持っていないのか、ともかく眞実を追求する、研究する、というその一点で、それが三年で済もうが、五年にならうが、十年にならうが、そういう期間にとらわれず、徹底的に眞実の探求、研究という立場からやるというようなお考えをおられるのか。調査会の内部の雰囲気とあわせてお答え願いたいと思います。これで質問を終ります。

あるのかないのかということを十分に検討するのには相当長い期間を運営の実際というふうにかけなければならぬと思います。しかし、それかといつて、これを百年計画というのは、学界なりいざ知らず、こういう会でそういうことは非常識でありますので、なるべく早く済ませて、私もやめたい、いつまでも生きているわけじゃないですから、なるべく早くやって、ごめんをこうむりたいと思っております。しかしこれは必ずしも改正するとか、しないとかという報告だけじゃなく、この運用が間違っている、たとえば言論の自由というものについて、今の状況は非常に間違っている、こういうふうに運用すべきだというような点の報告も、おそらくは中に含まれるんじゃないかと思います。必ずしも、憲法を改正するという報告に限られるわけじゃないかと思います。であるから、改憲のための委員会というフィロソフィーでわれわれは動いておるのじゃないかということを十分にお考えに入れ、そうしてあらゆる意見を聞く、どんな意見でも聞く、そうして多数で押すようなことはしないというのが、われわれのやり方ですから、これは一つ社会党さんもお考え方直して、(笑声)これならかえって大いにやろうじゃないかというふうな、前の九条問題で争った時代の、ああいう醉っぱらったような気持でなく、すっかりさめて、もう少しそういう大局のぞいて、そして、こういう憲法調査会なら入って、大いにわれわれの議論を一つしよう、それからみんなの言うこと

もよく聞いて、議論を戦わそう、こういうような気持におなりになるということを希望します。そうして日本の憲法のこの調査の問題というのは、第九条問題で邪道に入っていると私は歴史的に觀察しておる、九条問題ばかりで両方が対立しちゃって、政党的な争いになってしまったので、共同研究といふものが非常に困難になってしまつた。しかし、われわれはやはりこの憲法というものが十三年も運用されておられます今日では、十分にその運用のことを探求して、テキストに手を入れることで、憲法調査会のやり方といふ必要があるかどうかということを国民のために研究するということが必要だらうと思うのであります。この点については、憲法調査会のやり方といふのは、ちょうどイギリスのローヤル・コミッショーンのやり方つまり、なるべく委員はものをおわないので、そうしてよく研究しているよくなきに来てもらつて、その人に話してもらつて、それに質問応答をする、このローヤル・コミッショーンは、なるべくウイットнесをたくさん呼んできて、その結果を見て、それから法律を改正する必要があるのかどうかということを検討する、イギリスの有名な社会保障の大家のビバリフォジとオクスフォードで会いましたが、それが一番必要なんだ、実際を研究しないで、法律を改正するのがいいとか悪いとか言う、そういうやり方は、大陸ではよく行われているけれども、イギリス人はそういうことはしない。やはり実際に行われているところを十二分に検討した上で、法規が正しいかどうかということを考えなくちやいかぬということを言われたのです。これはオクスフォードで、ビバ

リッジとマーシュ、この両氏と話しているときに出たのですけれども、これはまさに憲法調査会のフィロソフィー、今現に行われている憲法調査会のやり方だらうといふに私は考へておるのであります。そういうわけですから、社会党さんもこの際大いに一つ考へ直してお入りになることを希望します。

○八木幸吉君 時間がだいぶ切迫いたしましたので、簡単に私伺いますから、簡単にお答えになつていただきたいと思います。第一点は、今、高柳那先生のアメリカの報告を私まだ拝見しておりませんけれども、矢嶋委員との質問応答でわかりましたことは、この憲法は押しつけられたものでないという結論を得られたというふうに伺つたのですが、私は、少くとも松本案が司令部によつて拒絶された、占領期間中であるというこの大きな事実から見て、押しつけられたものでないという説には、先生の報告をまだ拝見しませんけれども、拝見してからまた考へ直す点もあるかもしませんが、現在の段階での私の考へ方は、押しつけられた憲法である、こう私は考へております。その点はそれだけにしておきまして、ただ一点だけそれに関連して伺いたいのは、アメリカの「ボリティカル・リオリエンテーション・オブ・ジャパン」、これの報告の中に、マッカーサーが部下に指令したといふもので、「國の主權の發動として行う戦争は廢止する。日本は國家の紛争を解決する手段としての戦争及び自己の安全部を保持するための手段として行う戦争があつて、それがさらくに昭和二十一年

の二月十三日に総司令部から政府に非公式で示された案文の憲法草案の第八条では、国の主権の発動として行う戦争は廢止する、武力による威嚇または武力の行使は、他国との間の紛争を解決する手段としては永久に放棄する、陸海軍その他の戦力は決して許されないし、いかなる交戦権も決して与えられない、最初私の読みましたこの原文は先生の研究では否定されるのでありますか、これは肯定されるのでありますか。

○説明員(高柳賢三君) 第一の点ですが、押しつけられた憲法であるかどうかという点ですが、これは私は非常にこまかく報告しているわけなのでですが、そういう押しつけられたとか、ほんやりとした表現はいかぬ、事態をはつきりつかまなくてはいかぬというのが、私の報告のねらいなのである意味では押しつけられた憲法であるし、ある意味では押しつけられない憲法であるというふうに、もう少し柔軟性を持って考えていただきたいと思います。

それから第二点は非常にむずかしい点なのです。ボリティカル・リオリエンテーションというのは、ハッシャンティングの書いたのですが、非常によく正直に内部のことを書いて、上の方でもつてよくあれをオーチークしたと本人が言っているほどなのですが、大へん正確なのですけれども、その中に先ほどのおっしゃったマッカーサーの第九条に関するテキストが載っている。マッカーサー・ノートと称せられる第九条に関する、あれは解釈のところが、非常にむずかしいのです。つまりこうい

う、これは三人の合同意見じやなく、私自身の個人的の感じから申しますと、それもいろいろな資料から推定するのですけれども、幣原さんとマッカーサーとの話し合いという、これはやはり幣原さんは、天皇制というものを残すには、強い平和への意を憲法の中に入れなくてはいかぬ、憲法に入れるのには自衛のためにも持たない、というところまで、軍隊を持たない、一番強い表現になるわけであります。

軍隊を持たないというだけでも憲法の中に書けば、強い平和支持を表現するわけです。これは幣原さんの考えでは、このくらい強い表現をもつて世界に対して日本の平和支持を書かなければ、日本の天皇制は維持できない。こういうふうに、つまり天皇の人間宣言というものが一月一日に出ました。これが、さきに幣原さんが英語で書いて、それを日本語に訳して出した。幣原首相は、英語で書くというは、諸外国に対する日本の天皇制に対する誤解というものを解消するという目的でやった。同じねらいというものを憲法に入れることで、マッカーサーは法律家じゃなかった。これはマッカーサーは法律家じゃない、そういう意味で非常にに政治家で、その政治的な面、ラインというのが幣原・マッカーサー・ライン、それと今度は松本・ホーリットニー・ケーディスというのは、事務系統なのです。法律家と法律家の接觸の面、その上に政治的な折衝というものがあつて、おそらくはああいうふうに急いで憲法を作るとか、それから九条を入れるとか、

ス、幣原・マッカーサー、ラインハイ・ボリティックスできました。そうしておそらくそのときは、これは想像

ですけれども、幣原さんがあのころよく言われた自衛権の名において侵略戦争になるというようなことの話し合いがありました。マッカーサー・ノートが、それが、それで結局あのテキストを書いたのは、私の判断ではマッカーサーだと思います。マッカーサー・ノートは、それが、これは冷静な法律家から見るというとナンセンスだというふうに事務当局が感じた、これは事務当局がそういうふうに言っているわけですから、あれは多分に連合国に対する対日感情というものをやる、これほど強い表現はないと思いま

す。でありますから、あれは多分に連合國に対する対日感情というものをやる、これをやわらげる、ことに天皇制に対する反感、天皇制がすなわちミリタリズムの根源であるというふうに向うの人たち

は考えておったのですから、だからそれが、幣原さんはすでになくなりました。それからマッカーサーと一緒にぞしたのではだめだ。憲法の中に現われているのはこの文章なんですが、それから最初のマッカーサーの動機は、再び侵略などはしないのだという趣旨を強く出すというのには、宣言なされをやわらげる、将来こんなことはない、再び侵略などはしないのだといふと、マッカーサー・ノートを承認されます以上、マッカーサーの意思としては自衛戦争も否定するのが憲法第九条の最初のマッカーサーの指令であつた、これはお認めになりますか。

○説明員(高柳賢三君) これはマッカーサー自身が私にくれた手紙の中にあります。この前の御答弁では、最初は自衛力を否定するというつもりでマッカーサーは書いたけれども、朝鮮事変その他の問題で國際情勢が変ってきたので、自衛戦力は持てるというふうにマッカーサーは言つたのではないか。アメリカ

でもそういう説をする人がある、こういふ御説明であります。それで私は、最初にマッカーサーが考へたのは、最初にマッカーサーが考へたことは、自衛戦力否定する、そこでもう一つをボリューム・リオリエンテーション・オブ・ジャパンに書いてあることは、その文句は、その動機は、極

東委員会その他いろいろな例があるとしても、書いたこと自身は自衛戦力も否定する、これがマッカーサーの書いた

のの中に、あの点はおかしいというので、先ほどちょっと申し上げたよう

に、あなたの九条が制定された当時において、自衛、外国から日本が侵略されるような場合でも、日本の安全というものを守るために日本がいかなる、また

すべての措置をとり得るということを規定する趣旨で書いたのではない。つまりこれはマッカーサーも初めはそういうふうに考えておったのだけれども、朝鮮事變の何かが起つたので、心境の変化をきたしてああいうふうに解釈を変えたのじやないか、こういうふうに思います。

○八木幸吉君 このマッカーサー・ノートに対する先生の気持はわかりません。でありますから、あれは多分に連合國に対する対日感情というものをやる、これをやわらげる、ことに天皇制に対する反感、天皇制がすなわちミリタリズムの根源であるというふうに向うの人たち

は考えておつたのですから、だからそれが、幣原さんはすでになくなりました。それからマッカーサーと一緒にぞしたのではだめだ。憲法の中に現

われているのはこの文章なんですが、それから最初のマッカーサーの動機は、再び侵略などはしないのだといふと、マッカーサー・ノートを承認されます以上、マッカーサーの意思としては自衛戦争も否定するのが憲法第九条の最初のマッカーサーの指令であつた、これはお認めになりますか。

○説明員(高柳賢三君) これはマッカーサー自身が私にくれた手紙の中にあります。この前の御答弁では、最初は自衛力を否定するというつもりでマッカーサーは書いたけれども、朝鮮事變その他の問題で國際情勢が変ってきたので、自衛戦力は持てるというふうにマッカーサーは言つたのではないか。アメリカ

でもそういう説をする人がある、こういふ御説明であります。それで私は、最初にマッカーサーが考へたのは、最初にマッカーサーが考へたことは、自衛戦力否定する、そこでもう一つをボリューム・リオリエンテーション・オブ・ジャパンに書いてあることは、その文句は、その動機は、極

東委員会その他いろいろな例があるとしても、書いたこと自身は自衛戦力も否定する、これがマッカーサーの書いた

ときの成文化された結論である、これを認めになるか、お認めにならぬかということです。

○説明員(高柳賢三君) そういう文字があることは認めますけれども、その意味は先ほどたびたび繰り返して申しますように、これは対外的なゼスチューが主なものであって、そこに重点を置いてこれは解釈しなければならぬ。そうして憲法といいましても、憲法のようにレトリックという、憲法における論理とレトリックという論文がありますけれども、レトリックというものも相当にあるので、ただ法律家から見ると、そういうレトリックはなるべく避けて、文字通りに解釈できるようにしたいという気持もよくわかるのであります。が、初めから、つまりマッカーサー・ノートのあれはむしろ私はレトリックだらうと思います。

○八木幸吉君 先ほどの憲法調査会法案の法の解釈に当時の政府の担当大臣の言明も、提案者の言葉も、それは單に参考にはなるけれども、法律家の法の解釈としては法文そのものによつてわれわれは判断する、こういう強い最初のお話がございました。ところが、今のマッカーサー・ノートにすれば明らかに自衛戦力は持たないということは書いてあるけれども、やはりこれはただこう書いてあるだけの話で、その裏の方にわれわれは重点を置くというのは、政治家はこんなことよく言いますけれども、法律家であられる先生のお言葉としては、アメリカの調査の結果ではありますよけれども、私は非常に実は納得ができないのですけれども、これ以上議論になると私はやめますが、私はやはり成文化されたものを

いでしょうか。
○説明員(高柳賢三君) マッカーサーは、ノートにあるやつはまだ成文化されない段階なんですね。これはいけないというのでイーブン・フォア・セルフ・ブリザーブーン、自己保存のためにもという文字を削っちゃった。ですから、そうして司令部からいわゆるマッカーサー草案ですか、の中に何はそういう文字はないのです。そうしてそれをマッカーサーも認めたわけですね。だから、また日本国憲法が制定されたときには、マッカーサーは事務官僚の法律家の議論を採用したのだと、いうふうにも解釈できると思います。ただ、先ほどのマッカーサー・ノートというのは、まだ法律の段階でないのですがありますから、ただマッカーサーがそういうふうに書いて渡したもの、ドキュメントだけなんです。

○八木幸吉君 時間を取りますからもう一度だけ……。それでは憲法九条第三項は、戦力は自衛戦力不保持を規定するのか、自衛戦力は第二項から除外されているとお考えになるのか、先生個人のお考え方を伺いたい。

○説明員(高柳賢三君) これは私はかつて雑誌に書いたことがあるのです。これは今度の現に憲法調査会ができるずっと前なんですけれども、第九条のごとき規定というものの解釈、憲法の解釈についても規則の解釈ですね、規則。何日とにかく、そういう規則がある。それから規則というものはもう憲法改正をしなければどうにも動かないと。それからスタンダード、基準です。ね。基準に関する規則、これは非常にフレキシブルな時代によって變る、そ

これから非常な理想を現わした、たとえば南アフリカ第一條に連邦の国民は神の主権のもとに立つと書いてある。神の主権というのはどういうことを実際言ふか、われわれはキリスト教国ということだけだろうと思います。そういう理想を現わした条文、こういう三つの、少くとも三つのタイプの規定がありまして、憲法を解釈する場合に規則の解釈のテクニックを使って理想を判断したり、あるいは基準を計ったり、そういうことは間違いである。これは法律学の初步的原理、特に憲法解釈の、ことに憲法の解釈と刑法や商法の解釈をこちやこちやにして、商法の解釈のような態度で憲法というものの解釈をする、これが根本的に間違いだということはアメリカの有名なマーシャル判事がアメリカ憲法の、これが、われわれが解釈しているのは憲法ですよといふこの言葉が、今のアメリカの法官に非常に強く影響している。單に文字を検討するのじやだめですよ。たとえば九条のような場合の解釈について國際事情を何も考えないで、こうやって机の上でもつてロジックをあやつた解釈なんか憲法解釈としては無価値だ。こういうふうにわれわれは、やはりマーシャルの態度というのは憲法解釈には正しいのだ、こういう考え方を私はアメリカの憲法を約二十数年研究しております、判例なども読んでおりますから、日本のあの憲法の解釈についても、やはりたとえばあの条文、非常な理想を現わした。しかし、その解釈については、これは現実の社会情勢、社会情勢というのは国際情勢、これは世界というものと対比して解釈するというのがいわゆるマーシャルの憲

法解釈の原理です。そういうふうにわれわれは、私自身の考えはそうなんですか。しかしそれは、かつて私が東大でも講演をして、あれはジニリストの中にも意見を述べております。ですからあれはボリティカル・ミニファースト、政治的な宣言、そういうふうに解釈しなければならない。これは最近の研究でもって、つまりマッカーサーと幣原さんの当時の情勢に照して、世界に呼びかける、そういうことは何も知らない。あの憲法の条文だけを読んで私はそういうふうに解釈した。これには日本本の憲法学者は一人も賛成者はいない。いないけれども、私はアメリカ憲法は相当に長く研究しております。

請願者 徳島県阿南市富岡町 阿井周平外千七百二十 一名 紹介議員 紅露 みつ君	恩給改訂に関する請願 この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。	保田 千葉義長外九百 九十三名 紹介議員 小笠原二三男君
請願者 福井市豊島中町三七 中谷文作外二千四百九 十七名 紹介議員 高橋 蘭君	恩給改訂に関する請願 この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。	第六〇五号 昭和三十四年一月二十 七日受理 請願者 山梨県甲府市橋町一八 会内 上田政一外五百四十八名 紹介議員 吉江 勝保君
請願者 札幌市琴似町川添東 平石義人外千四十九名 紹介議員 有馬 英二君	恩給改訂に関する請願 この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。	第六〇二号 昭和三十四年一月二十 七日受理 請願者 長野県南佐久郡中込町 小栗擦治外千九百七十九名 紹介議員 小山邦太郎君
請願者 北海道苦小牧市浜町三 九名 紹介議員 西田 信一君	恩給改訂に関する請願 この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。	第六〇六号 昭和三十四年一月二十 七日受理 請願者 兵庫県伊丹市鈴原町三 ノ一四兵庫県退職公務員連盟伊丹市支部内 横山六郎外九百二十九名 紹介議員 中野 文門君
請願者 山梨県東山梨郡勝沼町 菱山山梨県退職公務員連盟内 百七十五名 紹介議員 廣瀬 久忠君	恩給改訂に関する請願 この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。	第六二二号 昭和三十四年一月二十 七日受理 請願者 兵庫県赤穂郡上郡町井 上兵庫県退職公務員連盟赤穂支部内 船引清一外千九百八十一名 紹介議員 岡崎 健一君
請願者 新潟県糸魚川市金沢鉄道管理局管内国鉄退職者協会糸魚川支部内 水沼誠外六百四十三名 紹介議員 小柳 政衛君	恩給改訂に関する請願 この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。	第六三〇号 昭和三十四年一月二十 八日受理 請願者 新潟県新発田市谷町 若月留一郎外二千二百九十九名 紹介議員 小柳 政衛君
請願者 岩手県盛岡市加賀野久 七日受理 紹介議員 中野 文門君	恩給改訂に関する請願 この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。	第六二五号 昭和三十四年一月二十 七日受理 請願者 長野県西筑摩郡山口村 後藤謙外二千五百五 名 紹介議員 棚橋 小虎君
第六〇一号 昭和三十四年一月二十 七日受理 紹介議員 廣瀬 久忠君	この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。	第六〇五号 昭和三十四年一月二十 七日受理 請願者 山梨県甲府市橋町一八 会内 上田政一外五百四十八名 紹介議員 吉江 勝保君
第六〇二号 昭和三十四年一月二十 七日受理 請願者 長野県南佐久郡中込町 小栗擦治外千九百七十九名 紹介議員 小山邦太郎君	この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。	第六〇六号 昭和三十四年一月二十 七日受理 請願者 兵庫県伊丹市鈴原町三 ノ一四兵庫県退職公務員連盟伊丹市支部内 横山六郎外九百二十九名 紹介議員 中野 文門君
第六〇六号 昭和三十四年一月二十 七日受理 請願者 兵庫県赤穂郡上郡町井 上兵庫県退職公務員連盟赤穂支部内 船引清一外千九百八十一名 紹介議員 岡崎 健一君	この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。	第六二二号 昭和三十四年一月二十 七日受理 請願者 兵庫県出石郡出石町日 野辺五五 国村幸太郎 外八百八十八名 紹介議員 岡崎 健一君
第六二二号 昭和三十四年一月二十 七日受理 紹介議員 中野 文門君	この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。	第六三一号 昭和三十四年一月二十 八日受理 請願者 兵庫県出石郡出石町日 野辺五五 国村幸太郎 外八百八十八名 紹介議員 岡崎 健一君
第六二二号 昭和三十四年一月二十 七日受理 紹介議員 中野 文門君	この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。	第六二二号 昭和三十四年一月二十 七日受理 請願者 神戸市東灘区本山町野 灘区支部内 広瀬佐平 外七百二十二名 紹介議員 松浦 清一君
第六二二号 昭和三十四年一月二十 七日受理 紹介議員 中野 文門君	この請願の趣旨は、第五六一號と同じである。	第六二二号 昭和三十四年一月二十 七日受理 請願者 神戸市兵庫区梅元町一 五〇 長嶋淳一外七百六十五名 紹介議員 松浦 清一君

第五六六号 昭和三十四年一月二十
六日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(三通) 請願者 埼玉県南埼玉郡白岡町
藤之助外八百九十八名

紹介議員 大澤 雄一君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六一一号 昭和三十四年一月二十
七日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(三通) 請願者 新潟県新発田市三ノ丸
川崎吉次外百八十一名

紹介議員 小柳 改衛君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六二八号 昭和三十四年一月二十
八日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(四通) 請願者 埼玉県南埼玉郡蓮田町
大字蓮田三、七〇二ノ

紹介議員 大澤 雄一君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六二九号 昭和三十四年一月二十
九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(四通) 請願者 滋賀県大津市真野町五
三滋賀県軍人恩給権擁護連盟内
國富八尺磨

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六三〇号 昭和三十四年一月二十
九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(四通) 請願者 大字下早見三四三ノ一
中村正弥外二千四十

紹介議員 大澤 雄一君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六三一號 昭和三十四年一月二十
九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(四通) 請願者 山口県熊毛郡田布施町
大波野二五熊毛郡田布施町

紹介議員 大澤 雄一君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六三二號 昭和三十四年一月二十
九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(四通) 請願者 北海道河西郡茅室町長
大波野二五熊毛郡田布施町

紹介議員 大澤 雄一君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

人恩給権擁護連盟内
友末昇外三百五十三名

紹介議員 松村 秀逸君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六四八号 昭和三十四年一月二十
九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(三通) 請願者 新潟県十日町市寅甲三
○七三、大熊倉造外二百九十九名

紹介議員 小柳 改衛君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六五七号 昭和三十四年一月二十
九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(三通) 請願者 岩手県盛岡市上田館向
四五一、四岩手県旧軍人恩給権擁護連盟内
支部内 真藤甚蔵外五百四十六名

紹介議員 鶴見 祐輔君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六一二号 昭和三十四年一月二十
七日受理

軍人恩給は正等に関する請願

(二通) 請願者 東京都杉並区阿佐ヶ谷
三ノ五四〇、大木堅造

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六六六号 昭和三十四年一月二十
九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(二通) 請願者 滋賀県大津市真野町五
三滋賀県軍人恩給権擁護連盟内
國富八尺磨

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六二九号 昭和三十四年一月二十
八日受理

軍人恩給は正等に関する請願

(二通) 請願者 東京都昭島市坪島町堺
尚四、〇七二、村田繁

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

である。

紹介議員 田中 一君

北海道に居住する公務員が一冬に消費する石炭量は全道平均で約三・五トンであるが、法律による石炭手当は全道一率三トンとなつておらず、さらにこの手当の基準となる石炭単価が市場価格より安い値段である上に多額の税金が手当から差し引かれる結果、実際に購入できる石炭量は二トンにすぎないために公務員の勤務生活に与える影響も少くない実情にあるから、寒冷地手当の改正ばかりでなく石炭手当の改正についても特段の配慮をせられたいとの請願。

第六四八号 昭和三十四年一月二十
九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(三通) 請願者 新潟県新発田市三ノ丸
川崎吉次外百八十一名

紹介議員 小柳 改衛君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六五七号 昭和三十四年一月二十
九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(三通) 請願者 岩手県盛岡市上田館向
四五一、四岩手県旧軍人恩給権擁護連盟内
支部内 真藤甚蔵外五百四十六名

紹介議員 鶴見 祐輔君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六一二号 昭和三十四年一月二十
七日受理

軍人恩給は正等に関する請願

(二通) 請願者 東京都杉並区阿佐ヶ谷
三ノ五四〇、大木堅造

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六六六号 昭和三十四年一月二十
九日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願

(二通) 請願者 滋賀県大津市真野町五
三滋賀県軍人恩給権擁護連盟内
國富八尺磨

紹介議員 西川甚五郎君

この請願の趣旨は、第五六四号と同じである。

第六二九号 昭和三十四年一月二十
八日受理

軍人恩給は正等に関する請願

(二通) 請願者 東京都昭島市坪島町堺
尚四、〇七二、村田繁

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

紹介議員 安井 謙君
この請願の趣旨は、第六一二号と同じである。

紹介議員 田中 一君
二月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、厚生省設置法の一部を改正する法律案

二、自治庁設置法の一部を改正する法律案

三、自治庁設置法の一部を改正する法律案

四、自治庁設置法の一部を改正する法律案

五、自治庁設置法の一部を改正する法律案

六、自治庁設置法の一部を改正する法律案

七、自治庁設置法の一部を改正する法律案

八、自治庁設置法の一部を改正する法律案

九、自治庁設置法の一部を改正する法律案

十、自治庁設置法の一部を改正する法律案

十一、自治庁設置法の一部を改正する法律案

十二、自治庁設置法の一部を改正する法律案

十三、自治庁設置法の一部を改正する法律案

十四、自治庁設置法の一部を改正する法律案

十五、自治庁設置法の一部を改正する法律案

十六、自治庁設置法の一部を改正する法律案

十七、自治庁設置法の一部を改正する法律案

十八、自治庁設置法の一部を改正する法律案

十九、自治庁設置法の一部を改正する法律案

二十、自治庁設置法の一部を改正する法律案

二十一、自治庁設置法の一部を改正する法律案

二十二、自治庁設置法の一部を改正する法律案

二十三、自治庁設置法の一部を改正する法律案

二十四、自治庁設置法の一部を改正する法律案

二十五、自治庁設置法の一部を改正する法律案

二十六、自治庁設置法の一部を改正する法律案

二十七、自治庁設置法の一部を改正する法律案

二十八、自治庁設置法の一部を改正する法律案

二十九、自治庁設置法の一部を改正する法律案

三十、自治庁設置法の一部を改正する法律案

三十一、自治庁設置法の一部を改正する法律案

三十二、自治庁設置法の一部を改正する法律案

三十三、自治庁設置法の一部を改正する法律案

三十四、自治庁設置法の一部を改正する法律案

三十五、自治庁設置法の一部を改正する法律案

三十六、自治庁設置法の一部を改正する法律案

は、退職時期によつていぢるしい恩給額の不均衡があるから、新旧退職者間の格差を調整して不均衡を是正するとともに、公務員の給与水準の改正に伴う恩給改正について明確に法文化せられたいとの請願。

第六七三号 昭和三十四年一月三十日

日受理 恩給改訂に関する請願

請願者 群馬県前橋市前代田八六牧辰雄外千百四十名

紹介議員 伊能 芳雄君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第六七四号 昭和三十四年一月三十日

恩給改訂に関する請願

請願者 長野県上水内郡信濃町九〇中村久平外二千八百九十名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第六七八号 昭和三十四年一月三十日

恩給改訂に関する請願

請願者 群馬県前橋市前代田八六牧辰雄外千百四十名

紹介議員 伊能 芳雄君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第六九八号 昭和三十四年一月三十日

恩給改訂に関する請願

請願者 石川県金沢市中陽町七安達秀雄外七百七十五名

紹介議員 林屋龟次郎君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第六九九号 昭和三十四年一月三十日

恩給改訂に関する請願

一日受理

請願者 東京都葛飾区下小松町一、一九六高橋幸博

外二千四百九十六名

紹介議員 石井 桂君

九 高木勇太郎外七百七十六名

紹介議員 柴野和喜夫君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七一二号 昭和三十四年二月三日

日受理 恩給改訂に関する請願

請願者 群馬県金沢市御小人町九 高木勇太郎外七百七十六名

紹介議員 柴野和喜夫君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七三四号 昭和三十四年二月三日

日受理 恩給改訂に関する請願

請願者 愛知県挙母市挙母大字拳母字長生五七ノ六

紹介議員 磯田 宗司君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七四五号 昭和三十四年二月三日

日受理 恩給改訂に関する請願

請願者 札幌市北五条西一三丁目高谷勇藏外千六十一名

紹介議員 東 隆君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七五六号 昭和三十四年二月三日

日受理 恩給改訂に関する請願

請願者 熊本市池田町六六〇菅原外七百四十九名

紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七四六号 昭和三十四年二月三日

日受理 恩給改訂に関する請願

請願者 静岡市大岩宮下町四八十三名

紹介議員 小林 武治君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七四七号 昭和三十四年二月三日

日受理 恩給改訂に関する請願

請願者 東京都荒川区日暮里町三〇六一五黒田渉外二千九百九十八名

紹介議員 重盛 寿治君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

請願者 福井市豊島中町二〇松田ひさ外二千四百九十七名

山崎仁一外九十八名

紹介議員 小幡 治和君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七四八号 昭和三十四年二月三日

日受理 恩給改訂に関する請願(四通)

請願者 兵庫県宍粟郡山崎町上寺一三一入江榮太郎外千六十五名

紹介議員 成田 一郎君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七六九号 昭和三十四年二月四日

日受理 恩給改訂に関する請願

請願者 東京都板橋区大谷口町七六八柳沼清外二千四百七十二名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七七〇号 昭和三十四年二月四日

日受理 恩給改訂に関する請願

請願者 京都上京区塔之段桜木町三九五合地鉢木博也外三百六十九名

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七六三号 昭和三十四年二月四日

日受理 恩給改訂に関する請願(二通)

請願者 静岡県焼津市大住二九村松昇外九百五十名

紹介議員 杉山 昌作君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七八一号 昭和三十四年二月四日

日受理 恩給改訂に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市二階堂一四八池上敏郎外七百十四名

紹介議員 曾祢 益君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

第七八二号 昭和三十四年二月五日

日受理 恩給改訂に関する請願

請願者 三重県阿山郡春日村山崎仁一外九十八名

紹介議員 斎藤 昇君

この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。

恩給改訂に関する請願 受理		第六七五号 昭和三十四年一月三十日 受理	
請願者 静岡県小笠郡小笠町轍 田四七三 牧野音一郎 外九百八十五名	紹介議員 杉山 昌作君	公務員の寒冷地手当等に関する請願 請願者 北海道帶広市大正町 山下金次郎外十一名	この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。
この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。	紹介議員 田中 一君	北海道は、九月に秋冷を迎える。十一月から降雪し、翌年四月に至り、ようやく融雪期となる実に、七箇月間の酷寒である。	紹介議員 田中 一君
第七八四号 昭和三十四年二月五日 受理 恩給改訂に関する請願 請願者 宮崎県串間市福島町 外千百五十四名	紹介議員 竹下 豊次君	劣悪な条件下にあるため、燃料費を主として本州の比較にならない。しかるに現行の石炭、寒冷地手当は、石炭手当が一率三トン、寒冷地手当が八割で、外千百五十四名	紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。	紹介議員 竹下 豊次君	劣悪な条件下にあるため、燃料費を主として本州の比較にならない。しかるに現行の石炭、寒冷地手当は、石炭手当が一率三トン、寒冷地手当が八割で、外千百五十四名	紹介議員 田中 一君
第七八五号 昭和三十四年二月五日 受理 恩給改訂に関する請願 請願者 大阪市阿倍野区共立 二ノ七六 浜中与四郎 外千百五十一名	紹介議員 左藤 義詮君	劣悪な条件下にあるため、燃料費を主として本州の比較にならない。しかるに現行の石炭、寒冷地手当は、石炭手当が一率三トン、寒冷地手当が八割で、外千百五十四名	紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。	紹介議員 左藤 義詮君	劣悪な条件下にあるため、燃料費を主として本州の比較にならない。しかるに現行の石炭、寒冷地手当は、石炭手当が一率三トン、寒冷地手当が八割で、外千百五十四名	紹介議員 田中 一君
第七八六号 昭和三十四年二月五日 受理 恩給改訂に関する請願 請願者 群馬県前橋市清玉寺町 二二一 田中龜一外八 百六十五名	紹介議員 伊藤 順道君	劣悪な条件下にあるため、燃料費を主として本州の比較にならない。しかるに現行の石炭、寒冷地手当は、石炭手当が一率三トン、寒冷地手当が八割で、外千百五十四名	紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。	紹介議員 伊藤 順道君	劣悪な条件下にあるため、燃料費を主として本州の比較にならない。しかるに現行の石炭、寒冷地手当は、石炭手当が一率三トン、寒冷地手当が八割で、外千百五十四名	紹介議員 田中 一君
第七六四号 昭和三十四年二月四日 受理 公務員の寒冷地手当等に関する請願 請願者 増原 恵吉君	紹介議員 増原 恵吉君	劣悪な条件下にあるため、燃料費を主として本州の比較にならない。しかるに現行の石炭、寒冷地手当は、石炭手当が一率三トン、寒冷地手当が八割で、外千百五十四名	紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第六七二号と同じである。	紹介議員 増原 恵吉君	劣悪な条件下にあるため、燃料費を主として本州の比較にならない。しかるに現行の石炭、寒冷地手当は、石炭手当が一率三トン、寒冷地手当が八割で、外千百五十四名	紹介議員 田中 一君
第七〇〇号 昭和三十四年一月三十日 受理 軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 三条一丁目 沢田喜代 男外十名	紹介議員 田中 一君	軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 愛媛県温泉郡北条町 重見一雄外千六百九名	この請願の趣旨は、第六七五号と同じである。
第七〇〇号 昭和三十四年一月三十日 一日受理 軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 石川県金沢市上柿木畑 一ノ八 伊佐一男外一 万五百名	紹介議員 林屋龜次郎君	軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 愛媛県新居浜市多喜浜 町九 井上鶴松外千二 百九十六名	この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。
第七〇七号 昭和三十四年二月二日 受理 軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 増原 恵吉君	紹介議員 増原 恵吉君	軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 愛媛県新居浜市多喜浜 町九 井上鶴松外千二 百九十六名	この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。
第七五〇号 昭和三十四年二月三日 受理 軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 宮城県仙台市勾当台通 一五 東海林俊成外千 七百四十一名	紹介議員 高橋進太郎君	軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 宮城県仙台市勾当台通 一五 東海林俊成外千 七百四十一名	この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。
第七一九号 昭和三十四年二月二日 受理 軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 横浜市鶴見区東寺尾町 二、一〇〇神奈川県旧 外八十三名	紹介議員 海野 三朗君	軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 横浜市鶴見区東寺尾町 二、一〇〇神奈川県旧 外八十三名	この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。
第七〇五号 昭和三十四年一月三十日 一日受理 下水道行政の一元化に関する請願 請願者 山形県酒田市長 本間 重三外四十名	紹介議員 河野 謙三君	軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 横浜市鶴見区東寺尾町 二、一〇〇神奈川県旧 外八十三名	この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。
第七二二号 昭和三十四年二月三日 受理 軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 愛媛県宇和島市石庭 一、二六七 桜井茂外 二千八百七名	紹介議員 渡辺長寿外二千八百四 名	軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 宮城県仙台市二十人町 一八三宮城県旧軍人関 係恩給擁護連盟内	この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。
第七七一号 昭和三十四年二月四日 受理 軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 熊本市行幸町一九熊本 県府内熊本県旧軍人関 係恩給擁護連盟内 千田貞雄外千十六名	紹介議員 高橋進太郎君	軍人恩給の加算制復元に関する請願 請願者 熊本市行幸町一九熊本 県府内熊本県旧軍人関 係恩給擁護連盟内 千田貞雄外千十六名	この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

紹介議員 松村 秀逸君
この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第七九一号 昭和三十四年二月五日
受理
軍人恩給の加算制復元に関する請願
請願者 静岡県周智郡森町向天方九九ノ二 服部空太郎外二千七百三十五名

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第七〇〇号と同じである。

第七一〇号 昭和三十四年二月二日
受理
恩給法の一部を改正する法律案の一部修正等に関する請願
請願者 福島県耶麻郡塙川町内字小府根字利根川一六

一 北見徳馬

紹介議員 石原幹市郎君
恩給法の一部を改正する法律案(閣法)
第四十九号)は、傷病恩給の裁定基準是正を目的とするものであるにもかかわらず、その内容は裁定の具体的基準である恩給法別表第一号表の二及び三の改正が行われないで一切を政令に委任するものであつて、なんら具体的な解決策とはならず、また、有期の期間を現行法の五年から、三年以上、五年としたことは受給者に著しく不利となるものであるから、この改正条項を削除するとともに、別表第一号表の二及び三について、「精神的又は身体的作業能力を著しく妨ぐるもの」「肩胛関節又は股関節から離断したもの」及び「両コウ

丸を全く失いたるもの」を第二項症にする等の修正をせられたい。また現行恩給法について、(一)家庭の増加恩給年額を二十万一千円とすること、(二)間差を旧法の間に復元すること、(三)家族加給は一人四千八百円を現在員に支給するとともに、職業者にも文官同様家族加給を支給すること等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第七五一号 昭和三十四年二月三日
受理
恩給法の一部を改正する法律案の一部修正等に関する請願
請願者 新潟市新潟県庁世話課内久住進

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第七二〇号と同じである。

第七五二号 昭和三十四年二月三日
受理
金しめ年金等復活に関する請願
請願者 鹿児島県薩摩郡入来町副田六、八〇八 彰測影正外十六名

紹介議員 西郷吉之助君
平和条約成立後、旧軍人に対する恩給は復活せられたにもかかわらず、いまだ金しめ年金および一時金は放任されたままになつてゐることは、まことに遺憾にたえないから、該当者の死亡が激増する現在すみやかに法的処置を講ぜられて、金しめ年金および一時金公債の支払を復活せられたいとの請願。

紹介議員 松永 忠二君
公務員の暫定手当に関する請願
請願者 静岡市大岩町 本多忠一

第二十六回国会において地域給制度が廃止され不合理的は是正に一步前進したが、実質的には暫定手当の名のもとに依然として残存し、幾多の不合理が未解消のまま放置されているため、農山漁村並びに新合併市町村の教育行政及び学校運営の上に種々支障をきたしてゐる実情であるから、地域給制度の実質的解消の速度を早めるため、昭和三十四年四月から暫定手当の五パーセントを直ちに本俸に繰り入れられると共に、今後の級差を縮めて不合理を解消する具体的な方法を明確にせられたい。なお、昭和三十四年四月から同一市町村内における暫定手当の不均衡は正等の措置を講ぜられたいとの請願。